

2022

JAふくおか嘉穂のご案内

REPORT 2022 ディスクロージャー誌

目 次

I.ごあいさつ	1	VII.直近の2事業年度における財産の状況に関する事項	26
II.組合の沿革・歩み	2	1.決算の状況	26
III.経営方針	2	◆貸借対照表	26
1.経営理念	2	◆損益計算書	27
2.経営方針	2	◆注記表	28
IV.概況及び組織に関する事項	4	◆剩余金計算書	47
1.業務の運営の組織	4	2.財務諸表の正確性等に係る確認	48
◆組織機構図	4	3.会計監査人の監査	48
◆組合員数及びその増減	4	4.最近の5事業年度の主要な経営指標	49
◆出資口数及びその増減	4	5.利益総括表	50
◆組合員組織の概況	5	6.資金運用収支の内訳	51
◆地区一覧	6	7.受取・支払利息の増減額	51
◆職員数	6	8.自己資本の充実の状況	52
2.理事及び監事の氏名及び役職名	7		
◆役員一覧	7		
3.会計監査人の名称	7		
4.事業所の名称及び所在地	7		
◆店舗一覧	7		
V.主要な業務の内容	8	VIII.直近2事業年度における事業の実績	64
1.全般的な概況	8	1.信用事業	64
〔取組みとその結果・実績及び対処すべき課題〕		◆貯金に関する指標	64
2.各事業の概況〔活動・実績〕	8	◆貸出金に関する指標	64
◆信用事業	8	◆為替	68
◆共済事業	12	◆有価証券に関する指標	68
◆農業関連事業	12	◆有価証券の時価情報等	69
◆生活関連事業	13		
VI.事業活動に関する事項	14	2.共済事業	70
1.農業振興活動	14	3.農業関連事業	71
2.地域貢献情報	15	4.生活関連事業	73
3.情報提供活動	15		
4.リスク管理の状況	16		
◆リスク管理体制	16	VIX.直近2事業年度における事業の状況を示す指標	74
◆法令遵守体制	18	1.利率	74
◆金融ADR制度への対応	22	2.貯貸率・貯証率	74
◆金融商品の勧誘方針	23	3.担当職員一人当たり取扱高	74
◆個人情報の取扱い方針	23	4.一店舗当たり取扱高	74
◆内部監査体制	25		
5.自己資本の状況	25		
◆自己資本比率の状況	25		
◆経営の健全性の確保と自己資本の充実	25		

I. ごあいさつ

昨年度は、新型コロナウイルス感染症の予防接種が進み、一時は収束していくように見えたものの、第6波の大量感染をむかえるなど、まだまだ予断を許さない状況が続いており、その影響は農畜産物の価格低迷が続くこととなりました。

一方、世界情勢を見れば、ロシアのウクライナ侵攻により、この21世紀において予想もしなかった大勢の人々への迫害行為が引き起こされています。

のことによる影響も生産資材の高騰を呼び、農業生産者の利益の縮小から組合員の営農・生活に多大な影響を及ぼしています。

管内においては、昨年梅雨時期から夏季にかけての長雨や日照不足による農作業や農業所得への影響も少なからずありました。

このような中、「ファーマーズマーケット」の建設を進め、必ずや組合員の所得増大につながるものとの思いで、今年11月のオープンを目指し全力を注いできた次第です。

わたくしも、これまで組合長として7期21年の長きにわたり、農家組合員の負託に応える志して努めてまいりました。この間、組合員の拠り所となる支所の新築や福祉サービスの4斎場体制、営農設備として育苗センターや低温農業倉庫の建設、集荷場設備の更新等に努め、農業振興支援対策の創設と併せ、農家組合員の経営安定を図ってまいりました。

本年度は3ヶ年経営計画の初年度として、組合員との対話活動を通じた自己改革の実践として、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」を役職員一丸となり継続実践していく所存であります。

今回、通常総代会をもって退任いたしますが、組合員の皆様におかれましては、今後もこれまで以上に福岡嘉穂農業協同組合を盛り立てていただきますようお願いするとともに、JA事業へのご理解・ご協力をいただいたことに重ねて感謝申し上げます。

最後になりますが、組合員の皆様のますますのご多幸をご祈念申し上げご挨拶とさせていただきます。



代表理事組合長
大塚和徳

令和4年6月

代表理事組合長 大塚和徳

II.組合の沿革・歩み

平成 9年 4月	福岡県の中央部に位置する筑豊地区の2市8町を地域とする、嘉穂町、山田市信用、筑穂町、嘉穂、飯塚市の5JAが合併し、福岡嘉穂農業協同組合として発足しました。
平成10年 5月	総合営農センター設立
平成11年 3月	庄内支所新装オープン
平成11年 3月	筑豊地区電算センター設立
平成11年 5月	穎田支所新装オープン
平成13年 6月	飯塚ふれあい市新装オープン
平成13年11月	大豆センター稼動
平成14年 6月	ふれあい市穂波店移転新築オープン
平成15年11月	本所グリーンセンターオープン
平成15年11月	本所パッケージセンター新築稼動
平成16年 2月	全農県域農家戸配達事業稼動
平成16年 5月	信用事業新システムJASTEMシステム稼動
平成18年 3月	市町合併により新たな飯塚市・嘉麻市が誕生し、管内2市8町から2市1町へ
平成19年 3月	出張所統廃合により10支所による営業体制へ
平成19年 7月	筑穂支所新築オープン
平成19年 7月	野菜育苗施設新築稼動
平成20年 7月	やすらぎ会館筑穂斎場新築
平成20年 9月	飯塚支所新築オープン
平成21年 9月	嘉穂支所新築オープン
平成21年 9月	やすらぎ会館嘉穂斎場新築
平成22年 5月	山田支所新築オープン
平成22年11月	特産館オープン
平成23年 8月	穂波支所新築オープン
平成25年 2月	嘉麻セルフ給油所グランドオープン
平成25年 7月	碓井支所新築オープン
平成26年 5月	桂川支所新築オープン
平成26年 8月	やすらぎ会館桂川斎場新築
平成27年 4月	嘉麻育苗センター稼働開始
平成28年 5月	稻築支所新築オープン
平成29年 6月	庄内支所新築オープン
令和 3年 9月	嘉麻低温農業倉庫建設

III.経営方針

1. 経営理念

J Aの主役である組合員の営農と生活を守るため
未来に向けて組合員、地域とともに歩みます

- 一、組合員・地域住民の信頼と期待に応える安心と満足の提供をめざします。
- 一、農業振興や地域社会に貢献できる J Aをめざします。
- 一、心豊かなふれあいを通じ自己革新のできる人づくりをめざします。

2. 経営方針

令和 4 年 1 月 1 日付けで施行された改正「総合農協監督指針」「信用農協監督指針」を踏まえ、JA では自己改革実践サイクルを構築するとともに、JA 版早期警戒制度への対応として JA 経営基盤の確立・強化に取り組むことが求められております。

このような中 JA では、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」に向けて、不断の自己改革をすすめ、関係機関と連携を一層強化し持続可能な地域農業の確立に、令和 4 年度も役職員一丸となって取り組んでまいります。

組織運営については、「組合員との対話活動」を通じ、組合員の声に基づいた組織・事業運営を展開し、組合員加入促進と共に全ての正・准組合員の多様な類型に応じたメンバーシップの強化を図り、意思反映・運営参画の取り組み方針の策定・実践により、組合員の拡大とメンバーシップの確立・強化を目指します。

組織経営では、「持続可能な収益性」や「将来にわたる健全性」を勘案しつつ、将来損益シミュレーションを踏まえた経営判断を行うとともに、コンプライアンスの強化及び不祥事未然防止の更なる取り組みを継続し、経営上の様々

なりリスク情報の主体的な収集と、役職員が一体となり適正な経営判断を可能とするためのガバナンス・内部統制の向上に取り組みます。

本年度は、3ヶ年中期経営計画の初年度としてJA自己改革の基本目標である「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」の実現に向け、次の事項に取り組んでまいります。

◇ 営農事業部門

農業を取り巻く情勢は、高齢化による農業従事者数の減少や、新型コロナウィルス感染拡大による農畜産物への影響など、先行きが不透明な状況となっており、今後外部環境に左右されない強固な事業戦略を構築展開することで、外部環境変化に対応できる産地の確立を行う事が急務となっています。

このような状況の中、営農部は新たな中期3ヶ年経営計画においても、引き続き「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」を最大の使命とし、作物振興をはじめ低コスト化や省力化等規模拡大に対し、対策を講じ、農家の付託に応える事業展開に取り組み、更なる産地育成を目指した提案型業務に全力で取り組んでまいります。

令和4年度から新たに実施する「次世代総点検運動」や「営農経済推進係の拠点勤務」については、今一度出向く活動の基本にたち、対話を通じた農家組合員との接点・信頼強化を目指す事を目的とし、営農部職員の人材育成を行なながら持続可能な地域農業の確立を目指します。

農産部門においては、生産コストの低減を目的とした実証圃の設置を行い、肥料・農薬試験をはじめ、農作業の効率化や生産性の向上を目指した課題解決研究に取組みます。また、販売戦略の柱である特別栽培米の面積拡大や高品質かつ安定生産を目的とした栽培講習会や現地検討会の開催、個別指導の徹底を重点的に取り組みます。併せて戦略作物の飼料用米は更なる面積拡大と新品種の「みなちから」の生産研究による収量増加に取り組みます。

園芸部門では、安定生産可能な施設園芸作物（いちご・アスパラガス・いちじく等）を中心に新規就農者等へ作付け誘導を行い面積拡大及び反収向上に向けた生産指導や販売力強化を目指します。また、販売面では直販率向上に向け、消費者ニーズに沿った通年アイテムを策定しインターネット等の販売を伸長させます。

ファーマーズマーケットは、「農業者の所得増大と地産地消の拠点」「地域の活性化」を目的に令和4年11月の開業に向け建築工事等を進めており、今後も組合員の理解と協力を得ながら豊富な品揃えのための出荷会員獲得、集客対策のためのテナント誘致や魅力ある店舗づくりを進め、組合員や地域の皆様から愛される複合型ファーマーズマーケットの構築を目指します。

◇ 経済事業部門

一昨年より発生した新型コロナによる行動制限が各事業に大きく影響しており今後も危惧されるところです。そのような中、新たな3ヶ年経営計画のもと、組合員・利用者に寄り添った事業運営と期末目標達成に向け取り組みを強化します。

生産資材では、原料の海外市況高騰の影響により肥料等の資材価格が上昇する中、特に銘柄集約肥料を中心に安定供給の確保と施肥コスト抑制に向けた取り組みを実施します。水稻をはじめ各部会の予約購買では、低コスト肥料・大型規格農薬等の提案を行い、また水稻肥料を中心に大口一括配送助成も継続して実施します。

生活事業では、各種展示会をはじめ、代行推進の取り組み強化や健康ふれあい館・聞こえの相談会等を実施し、併せて全農と連携した新規事業への取り組みも検討していきます。

農機事業においては、あらためて展示会や実演会等を企画し、農家組合員や集落営農組織等を中心に補助事業を活用した大型農機具の提案やスマート農業に対応した農業機械の販売を強化します。併せて、アフターサービスの充実に取り組みます。

石油事業では、原油価格が高騰する中、弾力的な価格設定に努め、農耕油の新規取引先推進や満足いただけるサービスの提供等を行い、供給量の回復に努めます。また、組合員にメリットある軽油免税申請受付の対応強化も図ります。LPG事業についても、保安強化を目的にお客様への迅速な対応を基本に、一方では新規顧客の獲得やガス関連器具の販売等を強化するなど、ガス供給量の減少歴止めに取り組みます。

福祉事業では、本年度もコロナ禍等の影響により小規模葬の増加が懸念されますが、やすらぎ会員の新規獲得とPR活動の強化をはじめ、多様な顧客ニーズへの対応や価格面も含め満足いただける葬儀施行を継続して実施するなど、更なる利用者の拡大を図ります。

◇ 信用事業部門

JAを取り巻く経営環境は、組織基盤の縮小や収益環境の悪化等、健全性確保の重要度が増し早期警戒制度の見直しによる対応が重要な課題となる中、3ヶ年経営計画の初年度である令和4年度は、農業者の所得増大に向けた資金供給や新たなニーズを捉えた保障提供等からJA経営基盤の維持・安定に努めます。

信用事業については、営農経済部門との連携による農業メイン強化先等への訪問から、的確な資金ニーズへの対応や、地域金融機関として多様なお客様ニーズに対応し、年金振込や定期貯金の獲得から個人貯金の伸長を図ります。

◇ 共済事業部門

組合員・利用者に寄り添った安心と満足を提供するため、対面と非対面の融合から利便性の向上を図り、生命保障を中心とした総合保障の提供と持続可能な共済事業の実現に向けて、寄り添う活動の実践に取り組みます。

コンプライアンス態勢の強化や不祥事未然防止の為、信用事業では利用者保護等の取り組みや法令遵守の徹底を行います。また、共済事業においては、第三者による契約確認の対応拡充や高齢者対応の取組強化を通じた適正な事務手続きの定着を図り、お客様に信頼される信用・共済事業を目指します。

IV.概況及び組織に関する事項

1.業務の運営の組織

●組織機構図

(令和4年6月30日現在)



●組合員数及びその増減

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	増減
正組合員数	5,721	5,564	△ 157
個人	5,691	5,531	△ 160
法人	30	33	3
准組合員数	11,315	11,232	△ 83
個人	11,267	11,186	△ 81
法人	48	46	△ 2
合計	17,036	16,796	△ 240

●出資口数及びその増減

(単位：口)

	令和2年度	令和3年度	増減
正組合員	1,422,310	1,535,677	113,367
准組合員	689,826	759,570	69,744
小計	2,112,136	2,295,247	183,111
処分未済持分	16,235	18,756	2,521
合計	2,128,371	2,314,003	185,632

(出資1口金額 1,000円)

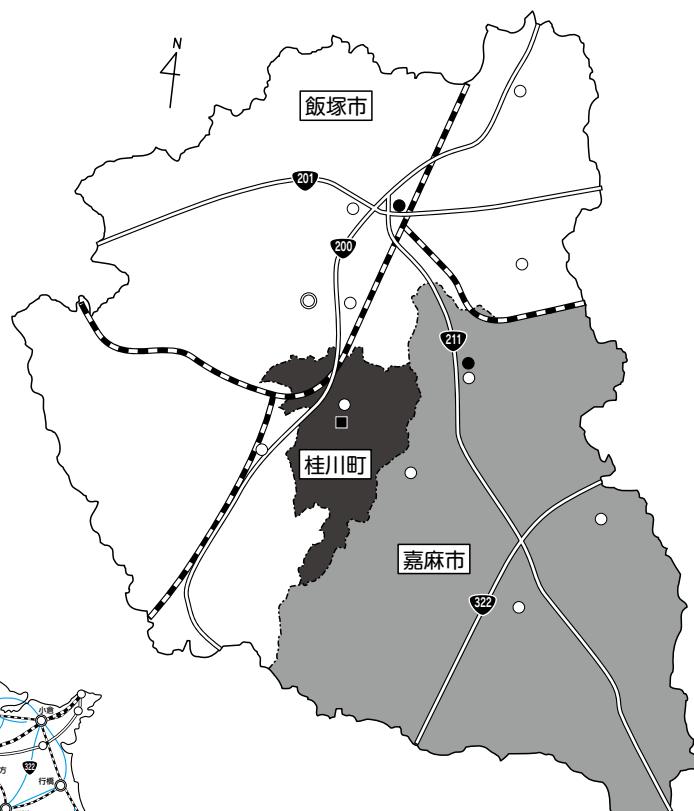
●組合員組織の概況（令和4年3月31日現在）

組織名	代表者氏名	構成員(数)
年金友の会	荒木輝男	9,131
女性部	繩田緑	683
青壮年部	合屋正洋	65
青色申告会	西田俊夫	358
生産部会組織名	代表者氏名	構成員(数)
特別栽培米部会	佐野征	562
麦作部会	實藤忠規	33
大豆作部会	山崎健一	18
梨部会	大木洋平	7
柿部会	小畠信也	23
ブドウ部会	永嶋哲也	25
イチジク部会	城丸清貴	42
イチゴ部会	岡松侑希	50
フキ部会	新開剛	5
アスパラガス部会	岡本岳志	24
ブロッコリー部会	山本泰輔	49
オクラ部会	木村廣明	30
蔬菜部会（嘉穂支所）	山本久	31
菊部会	大賀安興	11
筑穂支所肥育牛部会	森本義彦	5
嘉穂支所肥育牛部会	河端要	4
繁殖和牛部会	伊藤信正	16
産直部会	市吉敏浩	44
ふれあい市出荷協議会	竹本貞男	418

※生産部会組織はJA販売取扱高1,000万円以上
又、本一覧の内容は代表者本人の承諾を得て記載しています。

●地区一覧

飯塚市、嘉麻市、嘉穂郡桂川町一円の地区とする。



マスコットキャラクター
「かほ兵衛」



凡 例	
——	管内境界
- - -	市町境界
——	国 道
- - -	J R
●	市役所
■	役場
○	本所
○	支所

●職員数

(単位：人)

区分	令和2年度末	令和3年度末		
		うち男性	うち女性	
一般職員	134	127	99	28
営農指導員	19	19	19	0
生活指導員	1	1	0	1
その他専門技術職員	0	0	0	0
小計	154	147	118	29
常雇	95	91	47	44
臨時・パート	21	19	7	12
派遣	8	3	0	3
合計	278	260	172	88

注：各期の年度末には年度末退職者数を含めていません。

2.理事及び監事の氏名及び役職名

●役員一覧

(令和4年3月末現在)

役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名
代表理事組合長	大塚 和徳	理 事	竹本 貞男
専務理事	笹尾 宏俊	理 事	瀬在丸 政美
常務理事	井口 良孝	理 事	芳中 悟
常務理事	新開 啓二	理 事	山本 博士
理 事	岡松 栄造	理 事	市吉 英男
理 事	梶原 徳幸	理 事	城石 恒紀
理 事	中村 由美	理 事	高木 俊巳
理 事	大里 純子	理 事	大田 俊夫
理 事	齋藤 英俊		
理 事	笹尾 高次		
理 事	松岡 廣明	代表監事	小鶴 信勝
理 事	矢野 達雄	常勤監事	和田 淳嘉
理 事	山本 貞二	監 事	実藤 徳雄
理 事	繩田 精二	監 事	大塚 清文
理 事	和田 一広	員外監事	上瀧 廣信

3.会計監査人の名称（令和4年6月現在）

みのり監査法人 所在地 東京都港区芝 5-29-11 G-BASE 田町 14 階

4.事務所の名称及び所在地

●店舗一覧

(令和4年6月末現在)

店舗名	郵便番号	住 所	郵便番号	A T M設置台数
本 所	〒 820-0089	飯塚市小正 319-1	(0948) 24-7060	1 台
碓井支所	〒 820-0502	嘉麻市上臼井 1341-1	(0948) 62-2029	1 台
桂川支所	〒 820-0606	嘉穂郡桂川町大字土居 417-2	(0948) 65-1103	1 台
穂波支所	〒 820-0071	飯塚市忠隈 502-2	(0948) 22-0344	1 台
稻築支所	〒 820-0205	嘉麻市岩崎 1201-3	(0948) 42-1034	1 台
庄内支所	〒 820-0101	飯塚市綱分 793-2	(0948) 82-0195	1 台
穎田支所	〒 820-1111	飯塚市勢田 1269-17	(0948) 92-2121	1 台
嘉穂支所	〒 820-0306	嘉麻市上西郷 26-1	(0948) 57-0050	1 台
山田支所	〒 821-0012	嘉麻市上山田 1343-6	(0948) 52-1135	1 台
筑穂支所	〒 820-0701	飯塚市長尾 1247-1	(0948) 72-0020	1 台
飯塚支所	〒 820-0067	飯塚市川津 422	(0948) 22-0885	1 台

V. 主要な業務の内容

1. 全般的な概況 [取組みとその結果・実績及び対処すべき課題]

令和3年度の主食用水稻では、田植え時期から初期成育の日照不足や8月中旬の大雨の影響から全粒数が少なく、福岡県の作況指数で98となりました。

営農事業については、農家組合員が意欲を持って農業経営に取り組める対策を講じ、JA事業の利用拡大へ繋げる事業改革を推し進め、持続可能な経営基盤確立に向け農家組合員との接点強化や信頼関係構築に繋がる活動を実践し、担い手経営体や新規就農者に対する個別支援や課題解決に取り組み「農家手取りの最大化」に努めました。

経済事業については、生産資材価格の引き下げとコスト低減に向けた取り組みを強化しました。また、安心で豊かなくらしづくりと組合員の多様なニーズに対応した商品提案を行うなど、地域に根ざした生活・福祉事業を積極的に展開しました。

信用事業については、農家訪問を通じ資金使途や必要時期等を踏まえ、農業者のニーズにあった農業資金の提案をおこないました。また、新型コロナウイルス感染症の予防を図り、非対面チャネルの利用促進等により利便性の向上を図り、地域から利用しやすい店舗づくりに努めました。

共済事業については、世代に応じた最適な保障提案により未保障・低保障の解消から、「ひと・いえ・くるま保障」の充実を図りました。

大型固定資産取得については、適正な品質管理や平床集荷の効率化を目指した嘉麻低温農業倉庫が完成し、本年度より稼働を開始しました。また、組合員の負託に応えるファーマーズマーケットの取得に向け、施設検討特別委員会等を開催し業者選定や入札会など、開設に向けた諸準備に取り組んでまいりました。

組織運営については、固定資産の減損損失計上により当期利益が大きく減少した令和2年度を踏まえ、経営安定のため採算性や収支改善に向け「事業の選択と集中」を重視し、経営管理及び経営企画機能の強化に繋げました。

また、コンプライアンスを重要課題と位置づけ、各会議や研修会等あらゆる機会を通じてコンプライアンス意識の醸成を図り、コンプライアンス・プログラムに基づいた法令等遵守体制強化に取り組みました。

今後も、様々な社会情勢が変化する中で農業情勢の環境は厳しいことが想定されることから、組合員・地域に根付いた総合事業を展開し信頼と期待されるJAとして、役職員一丸となり全力で事業運営に取り組んでまいります。

2. 令和3年度各事業の概況 [活動・実績]

◆ 信用事業

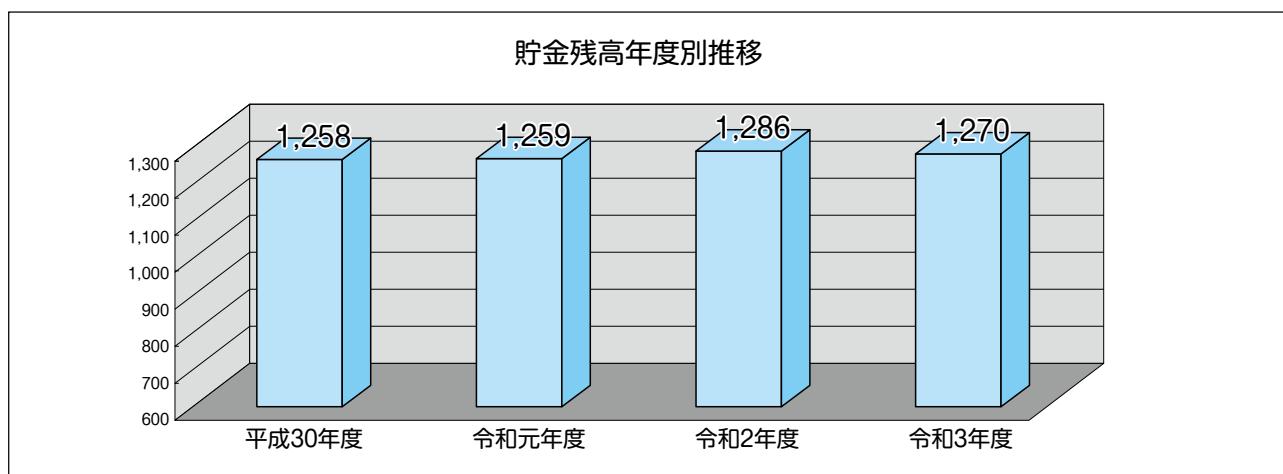
農業・くらしを支えるため、新型コロナウイルス感染症の予防を図り「新しい生活様式」を踏まえた事業推進体制の構築に取り組み、利用者ニーズに即したサービスの充実に努めました。

また、定期的な農家訪問の徹底により関係強化や地域の生活メインバンクとしてあり続けるため、年金相談会を開催しました。

◇ 貯金業務

利用者から愛され必要とされる生活メインバンクとして、年金友の会会員の増加を図るため各支所で年金相談会を開催するなど、地域に密着した活動を展開しました。

(単位：億円)



☆主な貯金商品一覧表

種類	期間	預入金額	特徴
普通貯金	総合口座	出し入れ自由	給与・年金等の受取り、公共料金の引落、定期貯金として貯める、自動融資で借りる、一冊で四役の便利な口座です。
	貯蓄貯金	出し入れ自由	預入残高に応じて、金利が適用されます。
定期貯金	スーパー定期貯金	1ヶ月～5年	自由金利で高利回りの定期貯金です。
	大口定期貯金	1ヶ月～5年	1,000万円以上 1ヶ月から預入できる大口資金の運用に最適です。
	変動金利定期貯金	3年	半年に一度適用利率が見直しされる商品です。
	会員制定期貯金「やすらぎ」	1年	当組合の葬祭事業のご利用に対して料金の割引特典があります。
定期積金	定期積金	6ヶ月～5年	月々1,000円以上 目的に合わせた資金計画が無理なくできる積立貯金です。

◇貸出業務

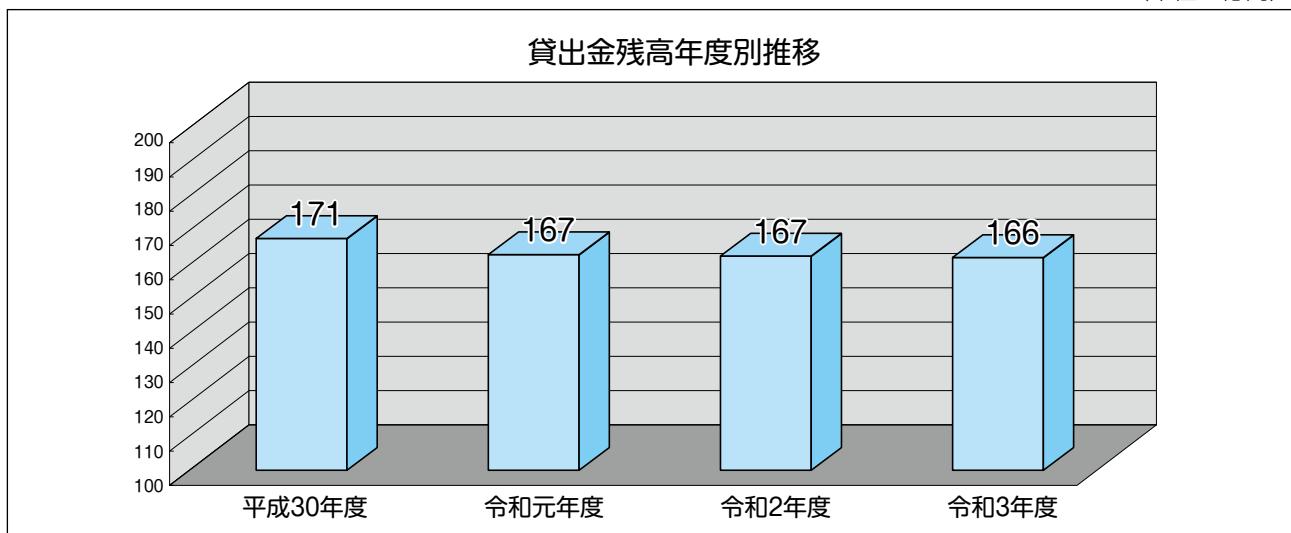
多様化する組合員・利用者の資金ニーズに対応するため、定期的な農家訪問の徹底により関係強化を図り、利子補給や保証料助成を活用した農業融資の伸長に取り組みました。

●貸出金残高（令和4年3月末）

(単位：百万円)

組合員等	地方公共団体等	その他	合計
14,244	581	1,747	16,572

(単位：億円)



◇ 為替業務

全国のJA・県信連・農林中金の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当組合の窓口を通して全国のどこの金融機関でも送金や手形・小切手等の取立てが安全・確実・迅速にできる内国為替をお取り扱いしています。

● 国内為替取扱手数料

種類	宛先区分		
	当JA本支所宛	県内・外JA系統宛	他金融機関宛
窓口振込手数料 (1件につき)	電信扱3万円未満	220円	220円
	電信扱3万円以上	440円	440円
	文書扱3万円未満	220円	220円
	文書扱3万円以上	440円	770円
ATM機振込手数料 (1件につき)	ATM機振込3万円未満	110円	110円
	ATM機振込3万円以上	220円	220円
送金手数料 (1件につき)	普通扱	440円	440円
	電信扱		770円
代金取立手数料 (1通につき)	普通扱	440円	880円
	電信扱		1,100円

◇ サービス・その他

当JAでは、コンピューター・オンラインシステムを利用して、各種自動受け取り、各種自動支払いや事業主の皆様のための給与振込サービス、口座振替サービス等をお取扱いしています。また、全国のJAで貯金の出入れ、銀行、信用金庫、コンビニエンスストアでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、さまざまなサービスに努めています。

● ATM(現金自動預払機)手数料

ご利用時間	支所	
	平日	
	9:00~17:00	
自JA内	入金	無料
	支払	無料
県内ネット (県内JA系統)	入金	無料
	支払	無料
全国ネット (県外JA系統)	入金	無料
	支払	無料
福銀ネット	支払	無料
三菱UFJ	支払	無料
業務間提携	支払	110円
ゆうちょ銀行提携 (ゆうちょ銀行のATMでJAキャッシュカードを利用する場合)	入金	110円
	支払	110円
JAカードキャッシング	入金	110円
	支払	110円

● その他手数料

再発行手数料	
通帳	550円
証書	550円
ICキャッシュカード	1,100円
ローンカード	1,100円
JAカード	1,100円
証書発行手数料	
残高証明書	440円
融資証明書	440円
その他証明書	440円
取引履歴発行(1口座1年単位)	550円
送金・振込の組戻料	1,100円
不渡り手形返却料	1,100円
取立手形組戻料	1,100円
取立手形店頭呈示料	1,100円

福岡県内JAキャッシュカードによるご利用手数料一覧(消費税込)											
ご利用手数料一覧(消費税込)											
金融機関名	JF マリンバンク	JF セブン銀行	W.M3 イーネット ATM	W.M3 ローソン銀行	JE 福岡銀行	MUFG 三菱UFJ銀行	NP ゆうちょ銀行	その他 (HCS銀行)	令和3年10月25日現在		
ご利用手数料	入出金	出金	入出金	入出金	入出金	出金	出金	入出金	出金	入出金	出金
平日 8:45~18:00 ※1	0円	0円	110円	110円	110円	0円	0円	110円	110円	110円	※4
	0円	0円	110円	110円	110円	110円	110円	110円	110円	220円	※4
土曜 9:00~14:00 ※1	0円	0円	110円	110円	110円	110円	110円	110円	110円	220円	※4
	0円	0円	220円	220円	220円	110円	110円	220円	220円	220円	※4

● なお、祝日が土曜日と重なる場合は、日曜・祝日時間帯のご利用手数料となります。

※1:稼働時間はATMにより異なります。また、ATM稼働時間であってもJAバンクのキャッシュカードによるお取扱いがない場合がございます。詳しくはお近くのJAまたは、ご利用ATMの掲示等でご確認ください。

※2:イーネットATMはファミリーマート・ポプラ等のコンビニエンスストアに設置されています。

※3:コンビニエンスストア等の一部の店舗においては、ATMが設置されていない場合、金融機関が直接ATMを設置している場合、他ATM運営会社のATMが設置されている場合等があります。

※4:ご利用の金融機関により、手数料が異なる場合がございます。詳しくはご利用ATMの掲示等でご確認ください。

○残高照会は時間帯にかかわらず無料でご利用いただけます。

○システムメンテナンスのため、1・5・8・10月の第3土曜日の21時から翌日曜日の8時まではお取扱いできません。

☆主な貸出金一覧表

資 金 名	用 途	貸 出 限 度	貸 出 期 間
生活資金	貯金担保手形貸付	特に定めない	貯金額の範囲内 1年以内
	定積担保手形貸付	特に定めない	掛込金の範囲内 1年以内
	共済担保手形貸付	特に定めない	約款貸付に準ずる 1年以内
農業関連資金	農機ハウスローン	農業用機械、パイプハウス等の購入、他金融機関からの借換資金	1,000万円以内 10年以内 (据置2年以内)
	営農資金	農地、施設等の取得及び増改築資金、他金融機関からの借換資金等	事業費の100%以内 (基金協会の債務保証がない場合は事業費の80%) 25年以内 (据置3年以内) ※資金使途によって異なる
		農業用機械の取得、農業経営に係る運転資金、及び他金融機関からの借換資金	10年以内 (据置2年以内) ※資金使途によって異なる
農業応援運転資金	農業応援運転資金	農業経営に必要な運転資金	年間売上高の6分の1に相当する金額 7年以内 (据置1年以内)
	営農ローン(貸越型)	農業経営に必要な運転資金	300万円以内 1年(自動更新)
	農業近代化資金		
	日本政策金融公庫資金	制度資金の取扱い基準に準ずる	
マイホームに	住宅ローン (住宅資金を含む)	住宅の新築・増改築、住宅用地の購入、新築・中古住宅の購入、他金融機関からの借換資金	10,000万円以内 3年以上40年以内
	リフォームローン	住宅の新築、購入または増改築ならびに付属施設の取得等	1,000万円以内 15年以内 (据置6ヶ月以内)
マイカー購入	マイカーローン	自動車・バイク等の購入資金及び購入時の付帯費用、他金融機関からの借換資金	1,000万円以内 10年以内
使い道自由	フリーローン	結婚・旅行・不意の出費に	500万円以内 10年以内
	カードローン	特に定めない	300万円以内 (10万円単位) 1年(自動更新)
教育資金	教育ローン	子弟の就学資金や付帯する経費、他金融機関からの借換資金	1,000万円以内 15年以内 (償還期間は9年以内)
事業資金	農業外事業資金	賃貸用の住宅、アパート、店舗の取得、増改築にご利用できます。	所要資金の範囲内 35年以内 (据置2年以内)

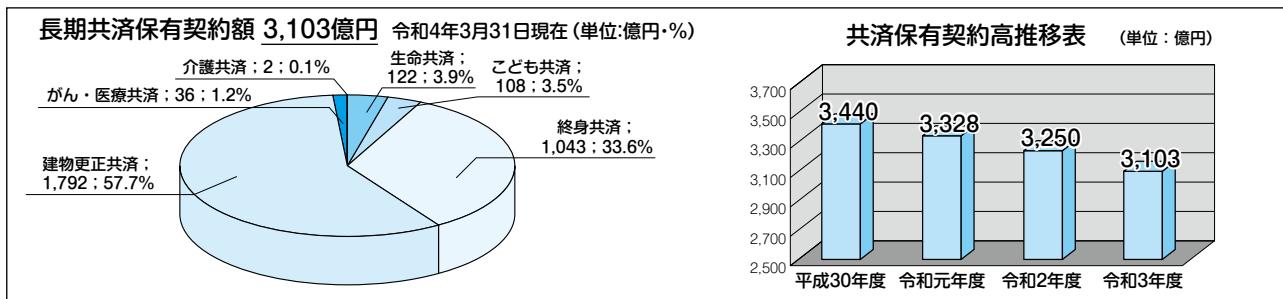
☆主な制度融資

(単位：百万円)

資 金 名	制 度 の 概 要	取 扱 実 繢
制度融資	農業近代化資金	長期かつ低利の施設取得資金等の融通を円滑にするため、国が利子補給の助成処置を講じて、農業経営の近代化に資することを目的としています。
	日本政策金融公庫資金	農林水産業の生産力の維持増進及び、食料の安定供給の確保に必要な長期かつ低利の資金を農林水産業へ融通することを目的としています。

◆共済事業

新医療共済を中心に他分野にわたる保障提案により、総合保障の充実に取り組みました。また、Web マイページや JA 共済アプリ等の普及拡大に取り組み、利用者の利便性向上に努めました。



※ JA共済の種類

	共 済 種 類	特 徴
長期共済	養老生命	災害・病気等に対し、大型保障で満期付き共済
	終身共済	責任世代を大きく保障し、災害も万全な生涯保障
	子ども共済	お子様の成長に必要な保障と、資金作りができる共済
	建物更生	住宅の火災・災害に対し、大きく保障し満期も楽しめる共済
	医療共済	日帰り入院からまとまった一時金が受け取れる医療保障
	介護共済	公的介護保険制度に連動した幅広い要介護状態に対応
	がん共済	全ての癌が対象、入院日数無制限、一生涯にわたるワイド保障
	生活障害共済	身体障害状態（1～4級の身体障害者手帳の交付）を一定期間保障
年金	特定重度疾病共済	三大疾病をはじめとする生活習慣病による所定の状態を保障
	終身年金	ゆとりある老後の資金を一生涯にわたって受取れる年金
短期共済	定期年金	無理のない掛け金で、必要期間（5.10.15年）大きく受取れる年金
	自動車共済	対人・対物・車両・搭乗者等、安い掛け金で安心できるワイド保障
	自賠責共済	法律により加入が義務づけられた、対人賠償共済
	火災共済	短期保障で掛け金負担が低い、火災共済（掛け捨て方式）
傷害共済	傷害共済	災害（けが）の保障と、通院についても支払する共済

◆農業関連事業

◇営農事業

農業従事者の高齢化や耕作放棄地の増加等が顕著になる中で、将来の担い手の育成・確保が喫緊の課題となっており、併せて、新型コロナウイルス感染症拡大により、農畜産物の需要・消費動向に影響し農業経営は厳しい状況の中、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」を目的に、適正な主食米作付誘導をはじめ、担い手や大規模生産農家を中心に、経営所得安定対策等を利活用した戦略作物や園芸作物の生産拡大に取り組みました。

基幹作物の米の作況状況は、8月中旬からの長雨が影響し、一部の圃場で粉枯細菌病やいもち病の発生と、登熟期の日照不足により品質の低下により作況は前年に続き不作となりました。

また、戦略作物では、飼料用米と麦については、面積及び単収は前年を上回りましたが、大豆については、米同様に8月中旬の長雨が続いたことにより、品質の低下が見られたものの単収は前年を上回り、施設園芸作物であるイチゴ・アスパラガス・イチジクを中心に順調な販売を行いました。

しかしながら、特別振興野菜であるブロッコリーについては8月中旬以降の長雨により定植が遅れ、作型分散等を行うもここ近年同様に全国的に出荷ピークが重なり、非常に厳しい販売状況となりました。

直売事業では、コロナ禍の生活も定着し巣ごもり需要も減少し、ふれあい市・産直ともに販売高は苦戦し前年を下回りましたが、農業者の所得増大と地産地消の拠点となるファーマーズマーケットの開設に向けて、管内の出荷会員の獲得に取り組みと、周年栽培出荷により品揃え豊富にするため、栽培講習会を年間9回開催しました。

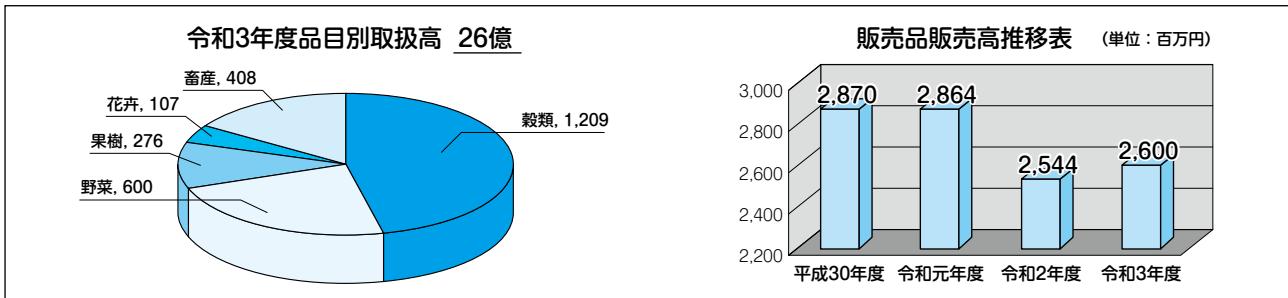
◇販売事業

令和3年度品目別取扱高 (単位:百万円)

種 別	金 額
穀 類	1,209
野 菜	600
果 樹	276
花 卉	107
畜 産	408
合 計	2,600

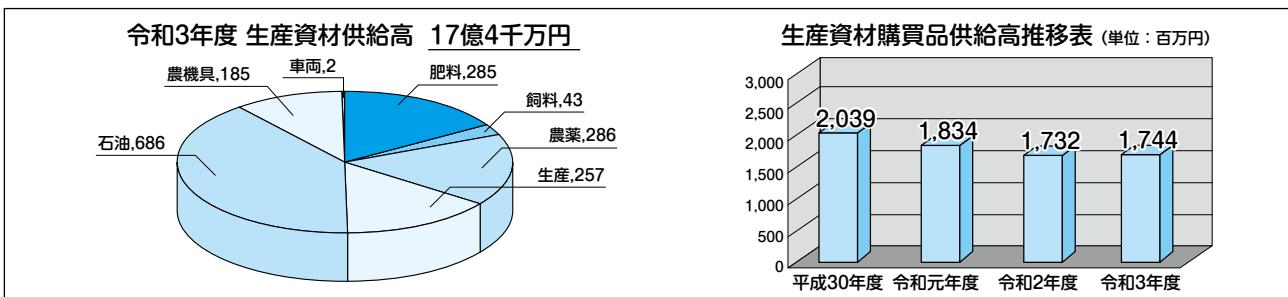
販売品販売高推移表 (単位:百万円)

種類	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
米	1,380	1,327	1,039	1,115
麦・豆・雑穀	62	81	117	94
野 菜	637	641	633	600
果 実	252	262	248	276
花 卉	102	87	89	107
畜産物	437	466	418	408
合 計	2,700	2,864	2,544	2,600



◇生産購買事業

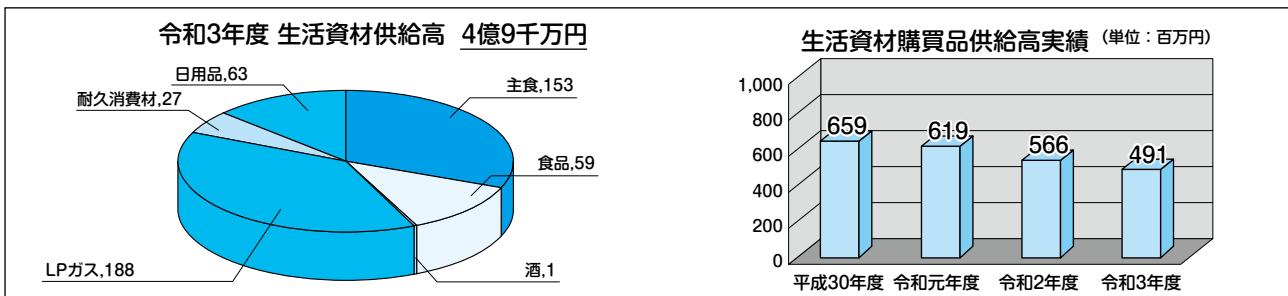
継続的な水稻予約資材の予約購買を中心に弾力的な価格設定により利用率向上に取組みました。
また、肥料大口一括配送助成及び予約購買肥料・農薬の利用高配当継続実施によるコスト低減も図りました。



◆生活関連事業

◇生活購買事業

代行推進を中心に積極的に事業取組みをおこない、展示会に特化せず年間を通じての利用しやすい取組みを実施しました。



◇ふれあい市事業

両ふれあい市においては、集客率・販売高向上を目的とし、季節に応じたセール・イベントを定期的に開催しました。

また、共販物や地元の農畜産物の対面販売などを行い地産地消を強化しました。

令和3年度の販売高は291百万円です。

◇資産管理事業

●アパート管理

管内の大学や不動産業者との連携により、入居率の向上とオーナーとの連携により、入居率の向上に取り組み、入居者に満足頂けるアパート運営に努めました。

◇葬祭事業

4斎場体制の運営強化と支所との連携により、前年度を上回る葬儀施行を執り行いました。

また、新型コロナウィルス感染が拡大するなか、多様な顧客ニーズへの対応と増加傾向にある小規模・家族葬の充実を図り、利用者アンケートを意見を参考に葬儀施行を改善し、利用者満足度向上に繋げました。

令和3年度の施行取扱件数は220件です。

VI.事業活動に関する事項

1. 農業振興活動

◆農業関係の持続的な取り組み

□ 食と農を結ぶ取り組み

- ・JA直営の直売所「ふれあい市」において季節に応じたセール・イベントを定期的に開催し、共販物の対面販売、地元の農畜産物の試食販売等に取り組みました。また、LINEアプリを活用したSNSによる旬な農産物の情報発信を実施しました。
- ・イオン等の大型量販店内のインショップにおいて農産物の販売を行っています。
- ・定期的に出張ふれあい市を各支所で開催し、共販物の対面販売等を行い、「安全・安心」な地域農産物のPR活動を行いました。
- ・管内の新鮮で安全・安心な農畜産物や加工品等を販売する複合型ファーマーズマーケット「KAHO TERRAS」の開設に向け出荷会員の獲得と安全・安心な農産物栽培と豊富な品揃え充実のため栽培講習会を年9回開催しました。

複合型ファーマーズマーケット
「KAHO TERRAS」ロゴマーク



農産物直売所
「かほ兵衛の台所」ロゴマーク



□ 食の安全性への取組み

- ・農産物の生産者を対象にトレーサビリティ（生産履歴管理）を徹底し「安全・安心」な農産物の生産に努めています。
- ・水稻の残留農薬検査を行い安全・安心な「JAふくおか嘉穂米」の提供を行っています。

□ 組織活動の充実と活性化支援の取組み

- ・「フレッシュミズの設立」や「第4期みがき塾」（66名受講）を開講し、農業情勢や、野菜収穫体験、味噌作りなど農業・農協についての理解促進活動を展開しました。
- ・青壮年部・後継者育成支援対策助成金を活用し、新規就農者の生産支援や青壮年部活動の活性化支援に努めました。



フレッシュミズ親子活動
みそ作り体験



みがき塾
フラワーソープ作り

◆地域密着型金融の取り組み

□ 農業者の経営支援に関する取り組み

- ・組合員・担い手等への「農業所得増大・地域活性化応援プログラム」の活用による助成措置の周知と、経営課題への助言やニーズに合致した金融サービスの提供に努めました。
- ・消費税法改正により青色申告会員に対し軽減税率制度に向けた対応と税務申告に関する留意事項について税務研修会を開催しました。
- ・新規就農者フロント会議を定期開催し（3回/年）、部会斡旋と農業振興支援対策やJAの総合事業の取り組みについて情報発信を行いました。
- ・青壮年部・後継者育成支援対策助成金を活用し、新規就農者の生産支援や青壮年部活動の活性化支援を行いました。
- ・コロナ支援対策、税務情報の周知と新規就農応援事業を活用した就農支援に取り組みました。

□ 農業関連融資の状況

- ・農業メインバンクとして、機動力を活かした迅速かつ的確な対応と訪問活動を充実し、農業資金借入に係る負担軽減（利子補給等）の周知を行い、農業関連の融資拡大に努めました。

2. 地域貢献情報

◆社会貢献活動

□ 環境への取組み

- ・農業用廃棄プラスティックの回収活動を行っています。
- ・「JA女性エコライフ宣言」の実践運動として、ペットボトルキャップの回収に取り組み、回収したキャップ978.2kg（ワクチン約244名分に相当）をイオン九州穂波店に贈呈しました。

□ 募金・寄付

- ・日本赤十字社への寄付、また、赤い羽根共同募金会への募金を行いました。
- ・嘉麻市（稻築郵便局前交差点）へ防犯カメラを寄贈し、交通安全と犯罪発生防止に寄与しました。
- ・ふれあいフードバンク飯塚に福岡県産米「夢つくし」220kg（2kg×110袋）を寄贈しました。

◆地域貢献情報

□ 清掃活動への取組み

- ・令和3年6月に全職員による本所・支所周辺の空き缶、ゴミ拾いの清掃活動を実施しました。

□ 年金相談会の開催

- ・地域の生活メインバンクとしてあり続けるため、各支所で年金相談会を開催しました。

□ 食育活動への取組み

- ・食料や農業の大切さを学び地元農産物への理解を深めるために、管内の小学校で米作りの農業体験学習を開催しました。



3. 情報提供活動

□ 毎月25～26日の家庭訪問日に広報誌「あぐりあーす」を約8,000部、組合員に配布しています。

□ 准組合員向け広報誌「あぐりあーすプラス」を発行し、管内特産品や管内で生産された農畜産物を使用した飲食店を紹介などの情報発信を行いました。

食・農・くらしの広報誌
「あぐりあーす」



准組合員向け広報誌
「あぐりあーすプラス」



□ JAふくおか嘉穂のインターネットホームページによる情報提供を行っています。

アドレス <http://www.ja-f-kaho.or.jp/>

□ ツイッターやインスタグラム等の活用による情報発信を開始し、リアルタイムな情報発信を行っています。

LINE@



Instagram



twitter



4. リスク管理の状況

◆リスク管理の体制

◇リスク管理の基本方針

組合員・利用者の皆様に安心して当JAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要と考えています。このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく、経営リスク管理委員会を設置し、以下の事項につき検討を行っています。

- ① 事業・部門別、店舗別経営リスクの分類確認に関する事項
- ② 経営諸リスクの整理対策計画に関する事項
- ③ 経営諸リスクの整理対策進捗状況に関する事項
- ④ コンプライアンス態勢の確立に対する事項
- ⑤ コンプライアンス関連の諸問題への対策に関する事項
- ⑥ その他目的達成に必要な事項

また、収益とリスクの適切な管理、適切な資産の自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

(1) 信用リスク管理

当組合は、個別の重要な案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に審査保全課を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより返済能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取組んでいます。また、資産の自己査定の結果、貸倒引当金については必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

(2) 市場リスク管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALM（資産と負債の総合管理）を基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。また、運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(3) 流動性リスク管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上で重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) オペレーションル・リスク管理

オペレーションル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。当JAでは収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

(5)事務リスク管理

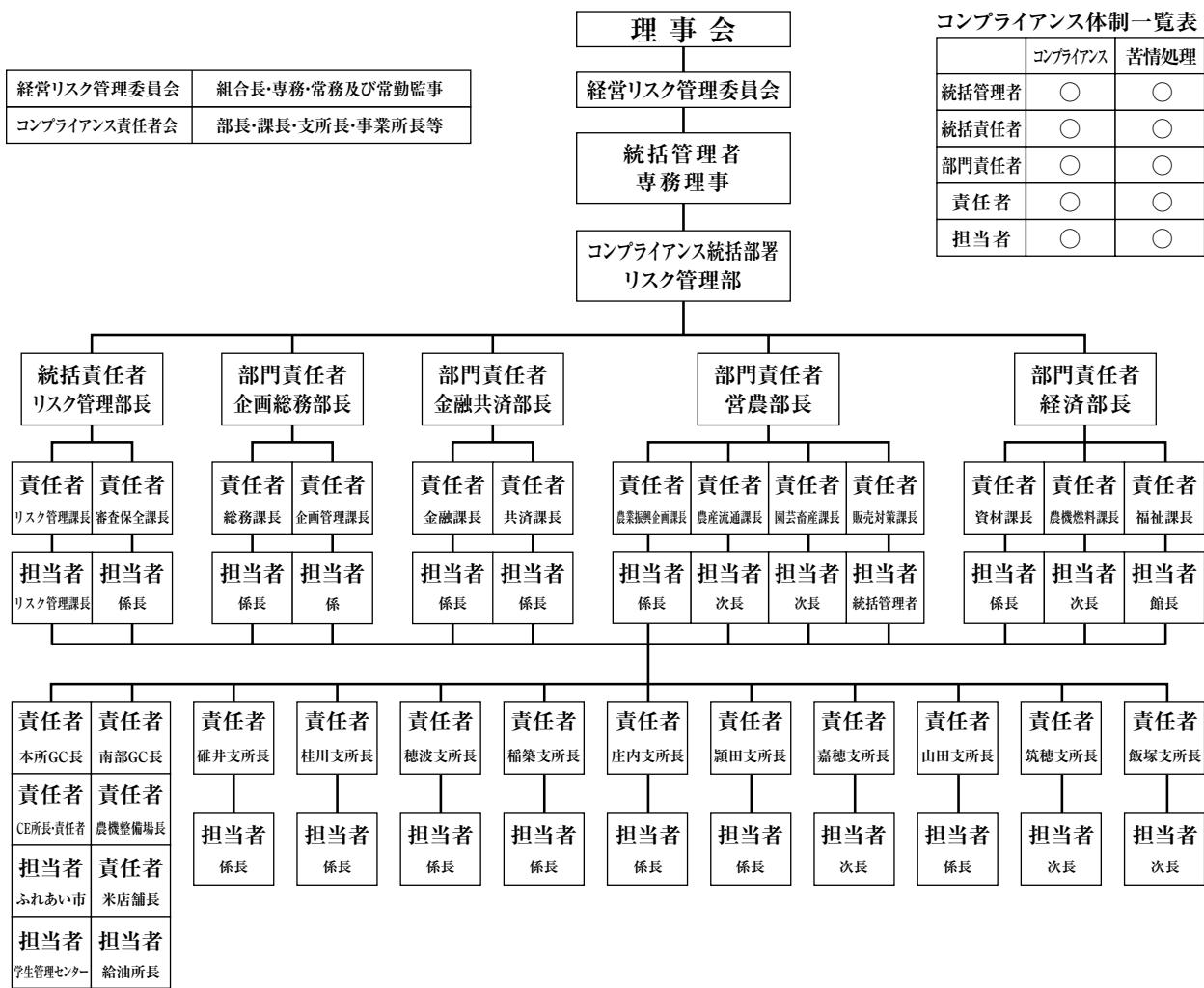
事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、内部監査・自主検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には事務リスク管理規程に基づき、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

(6)システムリスク管理

システムリスクとは、コンピューターシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピューターが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、コンピューターシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、「不測事態対応計画」を策定しています。

◇リスク管理体制図

J A ふくおか嘉穂 コンプライアンス体制機構図



[経営リスク管理委員会]

コンプライアンス関連・経営リスク・金利市場リスクの管理

[情報セキュリティ委員会]

個人情報保護・情報システム管理・不測事態対応の管理

[A L M委員会]

資産と負債の総合管理、運用に関する金利リスク・市場リスクの管理及び余裕金運用方針の検討

◆法令遵守体制

◇コンプライアンス基本方針

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るために、法令等を遵守し透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。このため、コンプライアンス(法令等遵守)を経営の重要課題のひとつと位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取組みます。当JAは、高い公共性を有し、農業者及び地域の住民・企業のための協同組合金融機関として①農業の健全な発展、②豊かな国民生活の実現、③地域社会繁栄への貢献に資するため、その社会的使命を自覚し地域発展のために尽力しています。従って、当JAにおいては、これからもこうした社会的責任と公共的使命を全うする協同組合金融機関として地域社会の負託に応え、これまで以上に搖るぎない信頼を確立していくため、以下の5項目からなる基本方針を定めるものです。

J Aふくおか嘉穂コンプライアンス基本方針

1. 社会的責任と公共的使命の認識

当JAのもつ社会的責任と公共的使命を認識し、健全な事業運営の徹底を図ります。

2. 組合員等のニーズに適した質の高いサービスの提供

創意と工夫を活かし、ニーズに適した質の高いサービスの提供を通じて、組合員・利用者及び地域社会の発展に寄与します。

3. 法令やルールの厳格な遵守

すべての法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に反することのない、公正な事業運営を行います。

4. 反社会勢力等の排除

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力等に対しては、毅然とした態度で臨み、これを断固として排除します。

5. 透明性の高い組織風土の構築と社会とのコミュニケーションの充実

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図りつつ、真に透明な経営の重要性を認識した組織風土を構築します。

◇コンプライアンス態勢

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、経営リスク管理委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、コンプライアンス統括責任者、担当者を設置しています。また、基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。加えて、毎年度コンプライアンス・プログラムを策定し実行ある推進に努めるとともに統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。さらには、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談の窓口を設置しています。

◇令和3年度の取組み事項

(1) 実効性ある自主検査の実施

自主検査を有効に機能させるため自主検査項目の見直しを行い、自主検査の取り組み強化を図りました。

(2) コンプライアンス意識の醸成

室部長課長会議・支所長会議をコンプライアンス責任者会議と位置づけ、各種コンプライアンス関連事項を協議しました。この会議を通じ協議した事項を基に、事業所長はコンプライアンス遵守の重要性を現場職員まで浸透させコンプライアンス意識の定着化を図りました。また、コンプライアンス全体研修会や事業部門による各種研修会を実施しました。

(3) 危機管理意識をもった不祥事再発防止策の実践

不祥事再発防止策の点検項目を見直し、所属長による不祥事再発防止に向けた実践強化をはかりました。また、再発防止策兼整備計画を新たに策定し実践しました。

(4) 職場離脱の実施

連続職場離脱実施要領に基づき、部署間交流・事業所（店舗）研修等を実施し、内部けん制機能の強化に取り組みました。

◇令和4年度の取組み事項

JA ふくおか嘉穂は、経営者トップがコンプライアンスに対する積極的な取組姿勢を示し、所管部署は、本所はもとより支所・事業所などの現場に至るまで、「コンプライアンス遵守」の目的・内容の浸透を図り、各種防止策の確実な実践と職員一人一人の意識改革に傾注し、「不祥事等未然防止」を目的に具体的な実行計画である「コンプライアンス・プログラム」を策定し、確実に取り組んでいくこととする。

I. 経営層での取組み

1. 組合長・専務・常務は、年頭所感や総代会、全体職員研修等あらゆる機会において、コンプライアンスに対する積極的な取組姿勢を示し、コンプライアンス意識の高い職場風土を構築するよう努める。
2. 理事は、業務遂行に際し、コンプライアンスの問題を常に意識し、規則に基づき公正、公平に断固とした態度で対応する。
3. 理事及び監事は、理事会・監事会、JA経営リスク管理委員会において、コンプライアンスにかかる諸問題の論議を行い、認識の共有化を図る。

II. 基本的取り組み事項

1. 会計監査人監査に対応可能な内部統制の構築・運用に継続的に取り組む。
2. 総合的リスク管理態勢（コンプライアンス態勢およびリスク管理態勢）の強化を図る。
3. 具体的な実行計画であるコンプライアンス・プログラムを毎年度策定し、半期ごとに進捗状況を確認することで着実に実践する。
4. 各会議、研修会等あらゆる機会をとらえ、コンプライアンスを最優先する職場風土の構築と不祥事等未然防止に取り組む。
5. 大規模地震等の災害への対応を想定した事業継続計画（BCP）の内容の適宜見直し、初動対応の周知など継続的に取り組む。

III. 具体的な取り組み事項

1. 内部統制基本方針に基づいた内部統制の適切な構築・運用に取り組む。
2. 経済事業（信用・共済事業以外）重要事項マニュアルの運用状況の点検・運用改善に継続的に取り組む。
3. 管理職のコンプライアンス遵守の意識向上を図り、部下職員への教育・指導や内部けん制機能を高めることで、不祥事等を再発させない職場環境を構築する。
4. 職場内における各種ハラスマント防止に努め、外部講師等による研修会を開催する。
5. 総合的リスク管理態勢強化を図るため、リスク管理部署、本所所管部署、内部監査部署が相互の役割を理解し、連携することでJA全体の内部けん制強化を高める。
6. 規程類の制定と必要に応じた改定・見直しの実施。
7. 不祥事未然防止に向けた取り組み
 - (1) 危機管理意識をもった不祥事再発防止策の実践
 - ①所属長による不祥事再発防止に向けた取り組み強化と所管部署による改善指導。
令和4年3月より実施しているJAふくおか嘉穂不祥事再発防止策（兼整備計画）、JAふくおか嘉穂新たな再発防止取組策による点検とリスク管理部署による改善指導。
 - ②実効性ある自主検査の実施
 - 1) 「自主検査チェックリスト」による検査と、リスク管理部署と各業務部門が連携した効果的な自主検査を実践する。
 - 2) 自主検査実施要領に基づき、事業所長は自ら部署の検査を行って、業務の運営・管理の改善を図り、不祥事未然防止に努める。
また、リスク管理部署は検査結果を精査し不備事項の発生原因・改善策等を指導する。
 - 3) 自主検査要領に基づいた検査・報告・改善。
 - ③クロスチェックによる業務検証のけん制機能強化。
 - ④組合員組織口座管理者への定期的（年1回）外部確認の実施による不祥事未然防止取組。
 - (2) 連続職場離脱の完全実施
 - ①改正された連続職場離脱実施要領に基づき対象者を洗い出し、漏れなく実施する。
 - ②連続職場離脱実施要領の目的・定義を遵守した離脱を実施する。
 - (3) 人事ローテーションによる長期滞留者の解消
 - ①人事担当部署は、改正された人事ローテーション実施要領に定める長期滞留者については、定期異動を利用して計画的な解消を図る。

②信用事業における担当顧客の内部管理態勢にかかる指導基準の遵守。

(4) 現金取引に係る内部管理態勢の構築

①現金取引ルールに沿った業務遂行ができているか、一斉点検・自主検査及び監査室による内部監査を実施する。

②本所所管部署は、事業所の現金実査後、所定の報告書によりリスク管理部署へ報告する。

(5) 職員行動管理の徹底

①所属長は、「職員行動点検表」による点検を毎月実施し部下職員の行動管理を行う。

②所属長は、専門担当者行動点検実施要領に基づき行動点検を実施する。

(6) コンプライアンス意識の醸成

①部署別ミーティング等を毎月開催し、コンプライアンス意識の定着化を図る。

②「JA職員行動規範」は、職員が日常業務を遂行する過程で、遵守すべき行動基準を定めたものであり、コンプライアンスマニフェスト等で確認を行う。

③各種会議・研修を通じて、コンプライアンス違反が発見された場合の報告ルートや不祥事を起こした場合の懲罰指針を周知するとともに、コンプライアンス違反を許さない職場風土の醸成を図る。

(7) 内部通報制度（JAヘルpline）の活用

①全職員に対して、JAグループ福岡の内部通報制度（JAヘルpline）の周知を図り、コンプライアンス違反を見逃さない職場風土を醸成するとともに、内部通報があった場合には、ヘルpline運営要領に基づき、事務局である各連合会と連携して適切な対応を行う。

8. 個人情報保護法関係

(1) 個人データ取扱台帳の整備と定期的な見直し

①各職場単位で、取り扱うデータを最新の内容に保つため追加・削除等の台帳整備を行うとともに、年に1回、個人データ取扱台帳の内容を見直す。（棚卸）

(2) 個人データ管理台帳の運用周知

①個人データ取扱台帳に記載された個人データの持ち出しや移送・送信等については、個人情報取扱細則に基づき個人データ管理台帳に記載するという運用面での周知徹底を図る。

9. 苦情等処理対応

(1) 苦情等対応記録簿の運用

①各職場においては、苦情等処理対応要領に基づき、組合員等からの苦情・相談等の情報をもれなく「苦情等対応記録簿」等に記入し、所属長を経由しリスク管理部署へ報告する。

②リスク管理部署は、各職場からの苦情・相談等の内容や対応策・改善すべき事項を取りまとめ、職場内に周知するとともに、コンプライアンス研修や職場内ミーティングを活用して、情報を共有化する。また、利用者対応が適切に行われているか、苦情等対応記録簿の記載等についてモニタリングを行う。

10. コンプライアンスに係る研修計画

コンプライアンスに係る研修を以下のような内容で、実施する。

以下に掲げる研修のほか、各種会議体等の中で、コンプライアンスマニュアル等を活用して、コンプライアンス意識の醸成を図る。

また、法令等の改正が行われた場合には、必要に応じ研修会を開催することとする。

対象者等	実施時期	講師等	研修内容
コンプライアンス (責任者)	4月	内部研修	①コンプライアンス・プログラムの実践 ②自主点検項目と実施内容の確認 ③連続職場離脱実施計画書について ④コンプライアンス担当者の選任
コンプライアンス (責任者)	4月～3月 (毎月)	内部研修	①コンプライアンスの遵守について ②新たな再発防止策の実践状況・自主検査結果の報告開示と再発防止について ③苦情・事故・事務ミス報告等の共有
全職員 (部署別ミーティング)	4月～3月	内部研修	①コンプライアンスの遵守について ②新たな再発防止策の実践状況・自主検査結果の報告開示と再発防止について ③苦情・事故・事務ミス報告等の共有
新任管理職 監督者 中堅職員 初級職員 新人職員	4月～3月	教育センター	①コンプライアンスの実践
全職員 (職員全体研修会)	4月	内部研修	①令和4年度コンプライアンスの取り組みについて
	10月	内部研修	①コンプライアンスの取り組み状況・上期苦情・事故発生について ②コンプライアンスの下期の取り組みについて
	2月	内部研修 外部講師	①コンプライアンスの取り組み状況・下期苦情・事故発生について ②人権学習会
対象職員 (職場離脱の実施)	5月～3月		①部署間交流（一部クロスチェックによる実施） ②公的試験・系統資格試験の受験、研修会等への参加 ③事業所（店舗）研修
新人職員	4月～6月	内部研修 (世話係制度)	①JA職員としての心構え ②業務上の初期的指導
新規採用職員	3月	内部研修	①社会人としての心構え ②JA職員としての心構え ③コンプライアンスの意義と概要 ④苦情・相談等への対応

IV コンプライアンスに係る監査計画

上記Ⅲの取り組み事項のうち、「現金取引に係る内部管理態勢」について、支所・事業所等の監査を実施する。
また、コンプライアンス・プログラムが予定通り実践されているかについても、リスク管理課への監査を通じて、検証を行う。

具体的な監査項目及び監査実施時期については、内部監査計画による。

V コンプライアンス・プログラムの進捗管理の徹底と改善

1. コンプライアンス・プログラムの進捗管理の徹底

リスク管理課は、上記取り組み事項について各部門からの報告や各部門へのモニタリング等を通じて進捗管理を行うとともに、進捗状況を半期ごとに経営リスク管理委員会・理事会に報告し、組織全体でコンプライアンス・プログラムの履行・達成状況を確認する。

2. コンプライアンス・プログラムの見直し

自主検査の結果やコンプライアンス統括部署によるモニタリング、内部監査・監事監査結果や監査機構監査・行政検査結果等を踏まえ、年度途中で新たな対策や既に取り組んでいる事項の大幅な見直しが必要となった場合には、適宜、コンプライアンス・プログラムの見直し・改善を行う。

VI 実施期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日までを実施期間

◆金融ADR制度への対応

①苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、一般社団法人JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）やJA共済連相談受付センター（電話：0120-536-093）とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

苦情等受付窓口（受付時間 月～金 9時～17時）

☆JAふくおか嘉穂 本所 ☎ 0948-24-7060

☆JAバンク相談所 ☎ 03-6837-1359

☆JA共済相談受付センター ☎ 0120-536-093

②紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

●信用事業

福岡県弁護士会紛争解決センター 天神弁護士センター （電話：092-741-3208）

福岡県弁護士会紛争解決センター 北九州法律相談センター （電話：093-561-0360）

福岡県弁護士会紛争解決センター 久留米法律相談センター （電話：0942-30-0144）

なお、福岡県弁護士会に直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

●共済事業

(一社) 日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

(一財) 自賠責保険・共済紛争処理機構

<http://www.jibai-adr.or.jp/>

(公財) 日弁連交通事故相談センター

<https://www.n-tacc.or.jp/>

(公財) 交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧ください。

◆金融商品の勧誘方針

当組合は金融商品販売法の趣旨に則り、貯金・定期積金・共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し組合員・利用者の皆様の立場に立った勧誘に努めるとともに、より一層の信頼をいただけるよう努めます。

1. 組合員・利用者の皆様の商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況及び意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆様に対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. お約束のある場合を除き、組合員・利用者の皆さまにとって不都合と思われる早朝・深夜の時間帯での訪問は行いません。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行われるよう役職員の研修の充実に努めます。

◆個人情報の取扱い方針

◇個人情報保護方針

福岡嘉穂農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本方針であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令及び農林水産大臣をはじめ主務大臣のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下にも同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令及びガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号法第2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合及び法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を取扱います。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われる場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、又は公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ役職員および委託先を適正に監督します。

個人データとは、保護法第2条第4項が規定する、個人情報データベース等（保護法第2条第2項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 匿名加工情報の取扱い

当組合は、匿名加工情報（保護法第2条第9項）の取扱いに関する消費者の安心感・信頼感を得られるよう、保護法の規定に従うほか、個人情報保護委員会のガイドライン、認定個人情報保護団体の個人情報保護指針等に則して、パーソナルデータの適正かつ効果的な活用を推進いたします。

6. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

7. 機微（センシティブ）情報の取扱い

当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（政治的見解、信教、労働組合への加盟、人種・民族、門地・本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正等

当組合は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。

保有個人データとは、保護法第2条第5項に規定するデータをいいます。

9. 苦情窓口

当組合は、個人情報につき、ご本人からの苦情に対し迅速かつ適切に取組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

◇情報セキュリティ基本方針

福岡嘉穂農業協同組合（以下、「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当組合は、情報資産を適正に取扱うため、コンピューター犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な人的（組織的）・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏洩、改ざん、破壊、利用妨害などが発生しないよう努めます。
3. 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

◆内部監査体制

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理体制の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の適切性の維持・改善に努めています。また、内部監査は、JAの本所・支所の全てを対象とし、年間の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は、代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

5. 自己資本の状況

◆自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取組んでいます。また、内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取組んだ結果、令和4年3月末における自己資本比率は、12.04%となりました。

◆経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	福岡嘉穂農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	2,314百万円 (前年度2,128百万円)

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより自己資本比率を正確に算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

とりわけ、財務基盤強化のため、増資運動に取り組んでおり、令和3年度末の出資金金額は、前年対比186百万円増の約23億円となっています。

VII.直近の2事業年度における財産の状況に関する事項

1. 決算の状況

◆貸借対照表

(単位:千円)

資 産			負 債 お よ び 純 資 産		
科 目	令和2年度	令和3年度	科 目	令和2年度	令和3年度
1 信 用 事 業 資 産	126,879,644	125,009,886	1 信 用 事 業 負 債	128,958,772	127,259,549
(1)現 金	457,429	470,439	(1)貯 金	128,569,805	126,965,974
(2)預 金	109,393,648	107,257,720	(2)借 入 金	155,385	148,792
系 統 預 金	109,358,537	107,226,856	(3)その他の信用事業負債	233,582	144,784
系 統 外 預 金	35,111	30,864	未 払 費 用	55,720	23,276
(3)有 価 証 券	324,037	706,465	そ の 他 の 負 債	177,862	121,508
国 債	324,037	609,765	2 共 済 事 業 負 債	357,824	359,628
地 方 債	0	96,700	(1)共 済 資 金	163,675	172,031
(4)貸 出 金	16,691,055	16,571,937	(2)未経過共済付加収入	194,149	187,597
(5)その他の信用事業資産	83,548	73,972	3 経 済 事 業 負 債	988,302	939,632
未 収 収 益	68,348	63,390	(1)経済事業未払金	264,193	239,785
そ の 他 の 資 産	15,200	10,582	(2)経済受託債務	718,432	691,742
(6)貸 倒 引 当 金	△ 70,074	△ 70,646	(3)その他経済事業負債	5,677	8,104
2 共 済 事 業 資 産	47	87	4 雜 負 債	196,286	225,894
(1)未収共済付加収入	47	87	(1)未 払 法 人 税 等	21,618	53,478
3 経 済 事 業 資 産	1,416,605	1,425,767	(2)そ の 他 の 負 債	174,668	172,416
(1)経済事業未収金	402,339	395,118	5 諸 引 当 金	236,967	248,720
(2)経済受託債権	575,342	622,153	(1)賞 与 引 当 金	48,325	45,393
(3)棚 卸 資 産	126,037	116,029	(2)退職給付引当金	102,720	106,605
購 買 品	118,507	109,262	(3)役員退職慰労引当金	85,922	96,722
そ の 他 棚 卸 資 産	7,531	6,767	6 再評価に係る繰延税金負債	505,310	504,737
(4)その他の経済事業資産	359,743	337,136	負債の部合計	131,243,462	129,538,160
(5)貸 倒 引 当 金	△ 46,856	△ 44,670	1 組 合 員 資 本	5,221,768	5,566,542
4 雜 資 産	513,544	506,744	(1)出 資 金	2,128,371	2,314,003
(うち貸倒引当金)	0	△ 3	(2)利 益 剰 余 金	3,109,632	3,271,295
5 固 定 資 産	4,781,088	5,274,262	利 益 準 備 金	1,255,819	1,265,819
(1)有形固定資産	4,771,628	5,265,092	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,853,813	2,005,476
建 物	4,351,477	4,549,896	施設・設備導入等積立金	50,000	50,000
構 築 物	604,133	634,188	固 定 資 産 減 損 積 立 金	0	100,000
機 械 装 置	939,924	949,722	施設大規模修繕積立金	70,000	85,000
土 地	3,201,468	3,611,153	貸 倒 損失等特別積立金	100,000	100,000
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	886,703	854,583	固 定 資 産 処 分 積 立 金	35,000	50,000
減価償却累計額(控除)	△ 5,212,078	△ 5,334,449	経営安定化積立金	85,000	100,000
(2)無形固定資産	9,460	9,170	直壳施設等強化対策積立金	200,000	200,000
6 外 部 出 資	3,851,756	3,851,763	合併25周年記念事業積立金	10,000	15,000
(1)外 部 出 資	3,851,756	3,851,763	特 別 積 立 金	1,239,417	1,039,417
系 統 出 資	3,657,710	3,657,710	当期未処分剰余金	64,397	266,059
系 統 外 出 資	194,046	194,053	(うち当期剰余金)	-	(180,702)
(2)外部出資等損失引当金(控除)	0	0	(うち当期損失金)	(157,089)	-
7 繰 延 税 金 資 産	64,091	68,107	(3)処 分 未 濟 持 分	△ 16,235	△ 18,756
			2 評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,041,543	1,031,913
			(1)その他の有価証券評価差額金	18,969	10,835
			(2)土地再評価差額金	1,022,574	1,021,077
			純資産の部合計	6,263,311	6,598,455
資産の部合計	137,506,773	136,136,615	負債および 純資産の部合計	137,506,773	136,136,615

◆損益計算書

(単位：千円)

項目	令和2年度	令和3年度	項目	令和2年度	令和3年度
1 事業総利益	2,123,830	2,023,069	(17) 大豆センター収益	2,930	2,867
事業収益	4,542,808	4,294,162	(18) 大豆センター費用	1,772	1,024
事業費用	2,418,978	2,271,093	大豆センター事業総利益	1,158	1,843
(1) 信用事業収益	883,419	849,467	(19) 旅行事業収益	5,855	0
資金運用収益	845,695	815,440	(20) 旅行事業費用	5,759	0
(うち預金利息)	530,819	509,890	旅行事業総利益	96	0
(うち有価証券利息配当金)	3,728	4,154	(21) 葬祭事業収益	253,222	270,347
(うち貸出金利息)	238,684	229,979	(22) 葬祭事業費用	147,184	155,958
(うちその他受入利息)	72,464	71,418	葬祭事業総利益	106,038	114,389
役務取引等収益	26,930	24,398	(23) その他事業収益	5,449	4,421
その他経常収益	10,793	9,628	(24) その他事業費用	583	846
(2) 信用事業費用	147,630	120,354	その他事業総利益	4,866	3,575
資金調達費用	69,700	35,522	(25) 指導事業収益	16,555	14,183
(うち貯金利息)	68,193	34,455	(26) 指導事業費用	21,469	43,282
(うち給付補填備金繰入)	1,181	818	指導事業収支差額	△ 4,914	△ 29,099
(うち借入金利息)	326	250	2 事業管理費	1,936,315	1,858,069
役務取引等費用	13,363	13,346	(1) 人件費	1,353,546	1,299,669
その他経常費用	64,566	71,486	(2) 業務費	181,396	179,166
その他事業直接費用	0	0	(3) 諸税負担金	55,474	55,963
(うち貸倒引当金繰入額)	(△ 1,161)	(571)	(4) 施設費	335,087	312,603
信用事業総利益	735,789	729,113	(5) その他管理費	10,812	10,669
(3) 共済事業収益	643,426	624,146	事業利益	187,515	165,000
共済附加収入	604,540	585,828	3 事業外収益	81,038	108,386
その他の収益	38,886	38,318	(1) 受取雑利息	9	29
(4) 共済事業費用	29,402	26,132	(2) 受取出資配当金	54,757	64,033
共済推進費	11,908	8,972	(3) 貸料	15,012	15,083
その他の費用	17,494	17,161	(4) 雜収入	11,073	29,241
共済事業総利益	614,024	598,014	(5) 貸倒引当金戻入益	177	0
(5) 購買事業収益	2,334,081	2,180,481	(6) 償却債権取立益	10	0
購買品供給高	2,298,108	2,138,929	4 事業外費用	79,962	24,656
購買手数料	0	9,222	(1) 寄付金	785	796
修理サービス料	22,593	19,776	(2) 貸料	5,780	5,527
その他の収益	13,380	12,553	(3) 農業振興支援対策費	20,118	0
(6) 購買事業費用	1,927,268	1,826,887	(4) その他貸倒引当金繰入	0	3
購買品供給原価	1,865,506	1,765,499	(5) 雜損失	53,279	18,330
購買品供給費	49,473	50,303	経常利益	188,591	248,731
修理サービス費	12,947	16,156	5 特別利益	30,215	32,910
その他の費用	△ 658	△ 5,071	(1) 災害共済金	300	50
(うち貸倒引当金繰入額)	(0)	(0)	(2) 一般補助金	26,609	32,860
(うち貸倒引当金戻入額)	(△ 11,723)	(△ 13,813)	(3) 固定資産処分益	3,306	0
購買事業総利益	406,813	353,594	6 特別損失	358,388	37,277
(7) 販売事業収益	222,862	215,737	(1) 固定資産処分損	11	667
販売品販売高	108,433	98,817	(2) 臨時損失	0	0
販売手数料	87,739	90,051	(3) 固定資産圧縮損	9,416	6,700
その他の収益	26,690	26,870	(4) 減損損失	331,767	3,750
(8) 販売事業費用	117,720	121,269	(5) リース資産圧縮損	17,193	26,160
販売品販売原価	93,410	85,231	税引前当期剰余金	-	244,365
その他の費用	24,310	36,038	税引前当期損失	139,582	-
(うち貸倒引当金繰入額)	(0)	(11,653)	7 法人税等合計	17,507	63,662
販売事業総利益	105,142	94,469	法人税・住民税及び事業税	32,522	66,400
(9) 保管事業収益	14,617	16,326	(うち過年度法人税等追徴額)	0	0
(10) 保管事業費用	3,310	3,590	法人税等調整額	△ 15,015	△ 2,737
保管事業総利益	11,307	12,736	当期剰余金	-	180,702
(11) 加工事業収益	80,478	77,226	当期損失金	157,089	-
(12) 加工事業費用	72,393	68,515	当期首線越剰余金	50,580	52,861
加工事業総利益	8,085	8,711	土地再評価差額金取崩額	14,906	1,496
(13) 利用・育苗事業収益	110,709	124,933	農業振興支援特別積立金取崩	41,000	31,000
(14) 利用・育苗事業費用	78,898	95,660	新型コロナウィルス対策積立金取崩	15,000	
利用・育苗事業総利益	31,811	29,273	固定資産減損積立金取崩	100,000	
(15) カントリー・ライスセンター事業収益	147,386	160,248			
(16) カントリー・ライスセンター事業費用	43,772	53,797			
カントリー・ライスセンター事業総利益	103,614	106,451	当期未処分剰余金	64,397	266,059

令和2年度 注記表

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

有価証券の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

種類	評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券	償却原価法（定額法）
その他有価証券 (時価のあるもの)	期末日の市場価額等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
その他有価証券 (時価のないもの)	移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

棚卸資産の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

種類	評価基準及び評価方法
購買品（数量管理品）	
肥料・農薬等の生産資材	総平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
農機具	個別法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
購買品（売価管理品）	売価還元法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
その他の棚卸資産	主として、売価還元法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しています。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

(2) 無形固定資産

定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定基準及び資産の償却・引当基準、経理規程に基づき、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額の見積もりにあたっては、貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を算出し、必要により、将来の損失発生見込に係る修正を行い算出した金額を計上しています。

なお、すべての債権は、資産査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

(2) 賞与引当金

職員に対する賞与支給に充てるため、当事業年度に発生していると認められる額を支給見込額基準により算定し、計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金引当規程に基づく期末要支給額を計上しています。

4. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引で、平成20年3月末以前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却を行っています。

6. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

当組合は事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって事業別の収益及び費用は事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益・事業費用は、農業協同組合法施行規則に従い、事業間の内部損益を除去した金額を記載しています。

II. 表示方法の変更に関する注記

新設された農業協同組合法施行規則第126条の3の2に基づき、「会計上の見積りの開示に関する会計基準」を適用し、「繰延税金資産の回収可能性」「固定資産の減損」に関する情報を「会計上の見積りに関する注記」に記載しています。

III. 会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

84,166,562円 ※

※ 繰延税金負債と相殺前の総額を記載しています。

(2) その他の情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、事業計画等の根拠資料を基礎として算出しており、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。

よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

331,767,331円

(2) その他の情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グル

ープのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、事業計画等の根拠資料を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

IV. 貸借対照表に関する注記

1. 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は1,653,587,257円であり、その内訳は次のとおりです。

(種類) 建物	(圧縮記帳累計額) 771,198,770 円
(種類) 建物附属設備	(圧縮記帳累計額) 89,932,634 円
(種類) 構築物	(圧縮記帳累計額) 101,797,239 円
(種類) 機械装置	(圧縮記帳累計額) 645,274,450 円
(種類) 車両運搬具	(圧縮記帳累計額) 1,620,585 円
(種類) 器具・備品	(圧縮記帳累計額) 43,763,579 円

2. 担保に供している資産

以下の資産は為替決済等の取引の担保として信連に差し入れてあります。

(種類) 預金	(金額) 1,000,000,000 円
---------	----------------------

3. 役員に対する金銭債権及び金銭債務

・理事及び監事に対する金銭債権の総額	(金額) 35,355,039 円
・理事及び監事に対する金銭債務の総額	(金額) 0 円

4. 貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

貸出金のうち、リスク管理債権に該当する金額は 281,937,308円であり、その内訳は次のとおりです。

(単位：円)

種類	残高
破綻先債権	4,712,951
延滞債権	277,224,357
3ヶ月以上延滞債権	0
貸出条件緩和債権	0
合計	281,937,308

(注) 貸倒引当金控除前の金額である。

注1：破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じているものをいう。

注2：延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、注1に掲げるものの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外のものをいう。

注3：3ヶ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金（注1、注2に掲げるものを除く。）をいう。

注4：貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（注1、注2及び注3に掲げるものを除く。）をいう。

5. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき事業用土地の再評価を行っています。再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

再評価の方法及び再評価の年月日は以下のとおりとなります。

- ・再評価の方法 固定資産税評価額に基づく再評価
- ・再評価の年月日 平成 12 年 3 月 31 日
- ・再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価との合計額を下回る金額
981,509,045 円

V. 損益計算書に関する注記

1. 固定資産の減損会計

当事業年度において、以下の固定資産および固定資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	その他
嘉麻市上臼井 1341-1	碓井支所	土地及び建物等	
嘉麻市岩崎 1201-3	稻築支所	土地及び建物等	
飯塚市綱分 793-2	庄内支所	土地及び建物等	
飯塚市口原 1057-1	穎田給油所	土地及び建物等	
飯塚市高田 757-1	遊休	土地	高田農業倉庫
飯塚市潤野 823-4	遊休	土地	旧潤野出張所等
飯塚市忠隈 369-13	遊休	土地	忠隈遊休地
飯塚市忠隈 208-3	遊休	土地	忠隈遊休地
嘉麻市上山田 1413-5	遊休	土地	旧山田農業倉庫跡地
飯塚市内野 3315-2	遊休	土地	旧 A コープ内野跡地
飯塚市内野 900-1	遊休	土地	内野第 5 農業倉庫
飯塚市忠隈 484-3	賃貸	土地	忠隈川原
飯塚市椿 199-2	賃貸	土地及び建物等	穂波ふれあい市内店舗

I. グルーピングの方針について

【一般資産】

当組合は、信用・共済事業等関連施設については管理会計の単位としている支所を基本にグローバル化し、経済事業を行う施設については事業所を単位としています。但し、葬祭事業関連施設は同種の施設単位でグローピングしています。

【共用資産】

本所及び農業倉庫・育苗センター・ライスセンター・大豆センター等営農関連施設については、JA全体の共用資産としています。

カントリーエレベーター・グリーンセンター等の農業関連施設並びに各農機センターについては、地域の組合員によるJAの事業利用を促進することにより、当該地域の一般資産のキャッシュ・フローの生成にも寄与していると考えられるため地域別の共用資産としています。

学生・資産管理並びに旅行センターは、単独での投資回収を想定しておらず、JA全体の将来キャッシュ・フローの生成に寄与すると考えられるためJA全体の共用資産としています。

ふれあい市事業関連施設については、農家生産物の直売所として運営しており、産直・特産館を含め同種の施設単位でグローピングしJA全体の共用資産としています。

米店舗については、JAが組合員より集荷するJA米の販売を主としており、地域の組合員によるJAの事業利用を促進することにより、当該地域の一般資産のキャッシュ・フローの生成にも寄与していると考えられるため地域別の共用資産としています。

【賃貸資産】

賃貸資産については、個々の場所単位に算定しています。

【遊休資産】

遊休資産については、個々の場所単位に算定しています。

II. 将来キャッシュ・フローの割引率について

割引率は原則として、「過去5年間の収益率の平均」で算出する。収益率は「固定資産に占める事業利益の割合」としています。

碓井・稻築・庄内の3支所と穎田給油所については、事業損益の悪化が見られ、短期的な業績の回復が見込まれないこと、また、高田農業倉庫ほか6施設については現在遊休化しており今後の利用計画も策定していないことから、帳簿価格を回収可能額まで減額し当該減少額を減損損失額として計上しました。

忠隈川原ほか2施設については、「保有する資産の管理」として賃貸を行っており、帳簿価格から当組合が見積もった短期間の将来キャッシュ・フローを加味した回収可能額まで減額し当該減少額を減損損失額として計上しました。

以上、減損損失額を331,767,331円として特別損失に計上しました。その内訳は、以下のとおりです。

場 所	種 類	減損金額
嘉麻市上臼井 1341-1 (碓井支所)	土地	5,549,501 円
	建物等	71,287,226 円
	合計	76,836,727 円
嘉麻市岩崎 1201-3 (稻築支所)	土地	14,517,349 円
	建物等	117,810,387 円
	合計	132,327,736 円
飯塚市綱分 793-2 (庄内支所)	建物等	121,387,031 円
飯塚市口原 1057-1 (穎田給油所)	土地	201,948 円
飯塚市高田 757-1 (高田農業倉庫)	土地	99,506 円
飯塚市潤野 823-4 (旧潤野出張所等)	土地	114,950 円
飯塚市忠隈 369-13 (忠隈遊休地)	土地	26,963 円
飯塚市忠隈 208-3 (忠隈遊休地)	土地	5,952 円
嘉麻市上山田 1413-5 (旧山田農業倉庫跡地)	土地	943 円
飯塚市内野 3315-2 (旧 A コープ内野跡地)	土地	363,728 円
飯塚市内野 900-1 (内野第 5 農業倉庫)	土地	22,993 円
飯塚市忠隈 484-3 (忠隈川原)	土地	73,565 円
飯塚市椿 199-2 (穂波ふれあい市内店舗)	土地	146,105 円
	建物等	159,184 円
	合計	305,289 円
	合 計	331,767,331 円

なお、碓井・稻築・庄内支所、穎田給油所及び高田農業倉庫以下用途区分「遊休」の回収可能額は正味売却価格により測定しており、時価は固定資産税評価額をもとに算定しています。また、忠隈川原以下用途区分「賃貸」についての、回収可能額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを4.02%で割り引いて算定しています。

2. 棚卸資産の収益性低下に伴う簿価切下額

購買品供給原価には、収益性の低下に伴う簿価切下げにより、934,815円の購買品評価損が含まれています。

VI. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域の利用者・団体などへ貸付け、残った余裕金を福岡県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、系統外預金による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

借入金は、制度資金にかかる転貸資金として、日本政策金融公庫等から借入れたものです。

経済事業未収金は、組合員等の信用リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に審査保全課を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について資産の償却・引当基準に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクにかかる定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預金」、「貸出金」、「有価証券」のうちその他有価証券に分類している債券、「貯金」及び「借入金」です。当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.2%上昇したものと想定した場合には、経済価値が75,182千円増加するものと把握しています。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上で重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものも含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場

合には合理的に算定された価額（これに準する価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表上額および時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず(3)に記載しています。

(単位：円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	109,393,647,726	109,396,726,166	3,078,440
有価証券	324,037,457		
満期保有目的の債券	98,627,457	110,840,000	12,212,543
その他有価証券	225,410,000	225,410,000	0
貸出金	16,691,055,495		
貸倒引当金	70,074,244		
貸倒引当金控除後	16,620,981,251	17,090,171,915	469,190,664
資産計	126,338,666,434	126,823,148,081	484,481,647
貯金	128,569,804,689	128,609,794,834	39,990,145
負債計	128,569,804,689	128,609,794,834	39,990,145

注1：貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円LIBOR・SWAPレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

債券は、取引金融機関等から提示された価格によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円LIBOR・SWAPレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等については帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円LIBOR・SWAPレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりです。（単位：円）

	貸借対照表計上額
外部出資	3,851,756,001円

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	109,358,536,775	—	—	—	—	—
有価証券	—	—	—	—	—	300,000,000
満期保有目的の債券	—	—	—	—	—	100,000,000
その他有価証券のうち満期があるもの	—	—	—	—	—	200,000,000
貸出金	2,312,489,313	1,211,655,104	2,498,564,040	954,825,026	837,826,540	8,695,879,023
合 計	111,671,026,088	1,211,655,104	2,498,564,040	954,825,026	837,826,540	8,995,879,023

注1: 貸出金のうち、当座貸越 430,451,449 円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

注2: 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 179,816,449 円は償還の予定が見込まれていないため含めていません。

(5) その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯 金	110,387,102,659	9,747,591,535	7,747,596,070	456,761,364	230,753,061	—
合 計	110,387,102,659	9,747,591,535	7,747,596,070	456,761,364	230,753,061	—

注1: 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

VII. 有価証券に関する注記

1. 時価のある有価証券

有価証券の時価・評価差額に関する事項は次のとおりです。

(1)満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：円)

		貸借対照表計上額	時 価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	98,627,457	110,840,000	12,212,543
合 計		98,627,457	110,840,000	12,212,543

(2) その他有価証券で時価のあるもの

(単位：円)

		取得価額 (償却原価)	貸借対照表計上額 (時価)	差額
貸借対照表計上額が取得価格又は償却原価を超えるもの	国 債	199,173,718	225,410,000	26,236,282
合 計		199,173,718	225,410,000	26,236,282

なお、上記評価差額金から繰延税金負債7,267,450円を差引いた額18,968,832円が「その他有価証券評価差額金」に含まれます。

2. 当事業年度中において、減損処理を行った有価証券

当事業年度中において、1,499,999円減損処理を行っています。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式の減損処理にあたっては、財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性等を考慮して減損処理を行っています。

VIII. 退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度に加え福岡県農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

2. 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	98,181,342円
退職給付費用	49,047,663円
退職給付の支払額	△ 11,999,110円
特定退職共済制度への拠出金	△ 32,509,800円
期末における退職給付引当金	102,720,095円

3. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	583,592,400円
特定退職共済制度	△ 480,872,305円
未積立退職給付債務	102,720,095円
退職給付引当金	102,720,095円

4. 退職給付に関する損益

勤務費用	49,047,663円
退職給付費用	49,047,663円

5. 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、農林漁業団体職員共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため、特例業務負担金15,196,679円を拠出しています。

なお、同組合より示された令和2年3月末現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は170,365,000円となっています。

IX. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりです。

繰延税金資産	
貸倒損失	7,136,002円
退職給付引当金	28,478,458円
減損損失（減価償却資産）	99,585,746円
貸倒引当金超過額	17,432,910円
賞与引当金	13,386,019円
役員退職慰労引当金	23,800,359円
その他	16,766,661円
繰延税金資産小計	206,586,155円
評価性引当額	△ 122,419,593円
繰延税金資産合計（A）	84,166,562円
繰延税金負債	
全農とふくれんの合併に係るみなし配当	△ 12,808,480円
有価証券評価差額金	△ 7,267,450円
繰延税金負債合計（B）	△ 20,075,930円
繰延税金資産の純額（A）+（B）	64,090,632円

繰延税金資産と繰延税金負債を相殺した残高を繰延税金資産として、貸借対照表に表示しています。

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の原因

法定実効税率と法人税等負担率との差異については、税引前当期損失を計上しているため、内容の記載を省略しております。

令和3年度　注　記　表

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

有価証券の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

種類	評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券	償却原価法（定額法）
その他有価証券 (時価のあるもの)	時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
その他有価証券 (市場価格のない株式等)	移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

棚卸資産の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

種類	評価基準及び評価方法
購買品（数量管理品）	
肥料・農薬等の生産資材	総平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
農機具	個別法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
購買品（売価管理品）	売価還元法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
その他の棚卸資産	主として、売価還元法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しています。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

(2) 無形固定資産

定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定基準及び資産の償却・引当基準、経理規程に基づき、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額の見積もりにあたっては、貸倒実績率の過去の一定期間ににおける平均値に基づき損失率を算出し、必要により、将来の損失発生見込に係る修正を行い算出した金額を計上しています。

なお、すべての債権は、資産査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

(2) 賞与引当金

職員に対する賞与支給に充てるため、当事業年度に発生していると認められる額を支給見込額基準により算定し、計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金引当規程に基づく期末要支給額を計上しています。

4. 収益及び費用の計上基準

(収益認識に関する事項)

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負ってあります。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負ってあります。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③ 加工事業

組合員が生産した農畜産物を原料に、缶詰・飲料・加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負ってあります。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

④ 利用・育苗事業

育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫・農産物等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負ってあります。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑤ カントリー・ライスセンター事業

カントリーエレベーター、ライスセンターを設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負ってあります。この利用者等に対する履行義務は、主に粉摺りや乾燥等の作業が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑥ 葬祭事業

葬祭場を設置して葬儀の執行等を請け負う事業であり、利用者等との契約に基づいて役務を提供する履行義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、葬儀の執行等が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑦ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負ってあります。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑧ その他事業

保管事業、大豆センター事業、学生管理事業、については、利用者との契約等に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用や商品の引き渡し、サービスの提供等を行った時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却を行っています。

6. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって事業別の収益及び費用は事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益・事業費用は、農業協同組合法施行規則に従い、事業間の内部損益を除去した金額を記載しています。

(2) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。

また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

II. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

(1) 代理人取引に係る収益認識

購買事業等において、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、利用者等から受け取る額から受入先（仕入先）に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

(2) LPガスに関する収益認識

購買事業のうちLPガスの供給に関して、従来は、毎月の検針日における利用者等の使用量に基づいて収益を認識していましたが、決算月においては、検針日から決算日までに生じた収益を合理的に見積つて認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約については、新たな会計方針を遡及適用していません。

この結果、当事業年度の事業収益が78,425千円、事業費用が81,517千円減少し、結果として事業利益、経常利益及び税引前当期利益が3,092千円それぞれ増加しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

III. 会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 86,330,657円（繰延税金負債との相殺前）

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、事業計画等の根拠資料を基礎として算出しており、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。

よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 3,749,569円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、事業計画等の根拠資料を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

IV. 貸借対照表に関する注記

1. 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は1,659,875,257円であり、その内訳は次のとおりです。

(種類) 建物	(圧縮記帳累計額) 771,198,770 円
(種類) 建物附属設備	(圧縮記帳累計額) 89,932,634 円
(種類) 構築物	(圧縮記帳累計額) 101,797,239 円
(種類) 機械装置	(圧縮記帳累計額) 651,562,450 円
(種類) 車両運搬具	(圧縮記帳累計額) 1,620,585 円
(種類) 器具・備品	(圧縮記帳累計額) 43,763,579 円

2. 担保に供している資産

以下の資産は為替決済等の取引の担保として信連に差し入れてあります。

(種類) 預金	(金額) 1,000,000,000 円
---------	----------------------

3. 役員に対する金銭債権及び金銭債務

・理事及び監事に対する金銭債権の総額	(金額) 35,749,907 円
・理事及び監事に対する金銭債務の総額	(金額) 0 円

4. 貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

債権のうち、リスク管理債権（農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ（2）（i）から（iv）までに掲げるもの）に該当する金額は275,962,829円であり、その内訳は次のとおりです。

（単位：円）

種類	残高
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	3,763,951
危険債権	272,198,878
三月以上延滞債権	0
貸出条件緩和債権	0
合計	275,962,829

（注）貸倒引当金控除前の金額である。

注1：破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

注2：危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本

の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（注1に掲げるものを除く。）をいう。

注3：三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金（注1、注2に掲げるものを除く。）をいう。

注4：貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（注1、注2及び注3に掲げるものを除く。）をいう。

5. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき事業用土地の再評価を行っています。再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

再評価の方法及び再評価の年月日は以下のとおりとなります。

・再評価の方法 固定資産税評価額に基づく再評価

・再評価の年月日 平成12年3月31日

・再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価との合計額を下回る金額
1,007,698,216円

V. 損益計算書に関する注記

1. 減損損失に関する注記

(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支所ごとに、経済事業を行う施設については事業所ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

但し、葬祭事業関連施設は同種の施設単位でグルーピングしています。

本所については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場所	用途	種類	その他
穂田給油所	給油所	土地及び建物等	
高田農業倉庫	遊休	土地	業務外固定資産
旧潤野出張所等	遊休	土地	業務外固定資産
忠隈遊休地	遊休	土地	業務外固定資産
忠隈遊休地	遊休	土地	業務外固定資産
旧山田農業倉庫跡地	遊休	土地	業務外固定資産
旧Aコーポ内野跡地	遊休	土地	業務外固定資産
内野第5農業倉庫	遊休	土地	業務外固定資産
明星寺ガス庫	賃貸	土地	業務外固定資産

(2) 減損損失の認識に至った経緯

穂田給油所については、事業損益の悪化が見られ、短期的な業績の回復が見込まれないこと、また、高田農業倉庫ほか6施設については現在遊休化しており今後の利用計画も策定していないことから、帳簿価格を回収可能額まで減額し当該減少額を減損損失額として計上しました。

明星寺ガス庫については、「保有する資産の管理」として賃貸を行っており、帳簿価格から当組合が見積もった短期間の将来キャッシュ・フローを加味した回収可能額まで減額し当該減少額を減損損失額として計上しました。

以上、減損損失額を3,749,569円として特別損失に計上しました。その内訳は、以下のとおりです。

(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳
(単位：円)

場所	種類	減損金額
穂田給油所	土地	284,763 円
	建物附属設備等	1,123,009 円
	合計	1,407,772 円
高田農業倉庫	土地	98,323 円
旧潤野出張所等	土地	619,956 円
忠隈遊休地	土地	136,910 円
忠隈遊休地	土地	11,901 円
旧山田農業倉庫跡地	土地	1,876 円
旧 A コープ内野跡地	土地	561,684 円
内野第 5 農業倉庫	土地	71,536 円
明星寺ガス庫	土地	839,611 円
	合計	3,749,569 円

(4) 回収可能価額の算定方法

- ・穂田給油所の固定資産の回収可能価額については正味売却価格により測定しており、時価は固定資産税評価額をもとに算定しています。
- ・高田農業倉庫以下用途区分「遊休」の回収可能価額は正味売却価格により測定しており、時価は固定資産税評価額をもとに算定しています。
- ・明星寺ガス庫用途区分「賃貸」についての、回収可能価額は使用価値により測定しており、適用した割引率は4.39%です。

2. 棚卸資産の収益性低下に伴う簿価切下額

購買品供給原価には、収益性の低下に伴う簿価切下げにより、1,476,553円の購買品評価損が含まれています。

VI. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域の利用者・団体などへ貸付け、残った余裕金を福岡県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、系統外預金による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

借入金は、制度資金にかかる転貸資金として、日本政策金融公庫等から借入れたものです。

経済事業未収金は、組合員等の信用リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に審査保全課を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行ってています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について資産の償却・引当基準に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応でき

る柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクにかかる定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預金」、「貸出金」、「有価証券」のうちその他有価証券に分類している債券、「貯金」及び「借入金」です。当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.3%上昇したものと想定した場合には、経済価値が99,440千円増加するものと把握しています。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上で重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるもの）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によっては、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表上額および時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	107,257,719,535	107,258,744,636	1,025,101
有価証券	706,464,710		
満期保有目的の債券	98,741,835	109,060,000	10,318,165
その他有価証券	607,722,875	607,722,875	
貸出金	16,571,937,258		
貸倒引当金（※1）	△ 70,645,717		
貸倒引当金控除後	16,501,291,541	16,871,587,226	370,295,685
経済未収金	395,118,117		
貸倒引当金（※2）	△ 44,670,072		
貸倒引当金控除後	350,448,045	350,448,045	
資産計	124,815,923,831	124,480,779,907	371,320,786
貯金	126,965,973,545	126,975,354,587	9,381,042
経済未払金	239,785,486	239,785,486	
負債計	127,205,759,031	127,215,140,073	9,381,042

※1：貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

※2：経済未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（OvernightIndexSwap。以下「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

債券は、取引金融機関等から提示された価格によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等については帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

④経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっています。

また、延滞の生じている債権等については、時価は帳簿価額から貸倒引当金を控除した額によっています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。

また、定期貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②経済未払金

経済事業未払金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは（1）の金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額

外部出資（※1）	3,851,763,001円
----------	----------------

※ 1：外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	107,257,719,535	—	—	—	—	—
有価証券	—	—	—	—	—	700,000,000
満期保有目的の債券	—	—	—	—	—	100,000,000
その他有価証券のうち満期があるもの	—	—	—	—	—	600,000,000
貸出金	2,103,731,138	2,609,977,384	1,072,590,078	954,004,572	836,037,736	8,805,225,130
合 計	109,361,450,673	2,609,977,384	1,072,590,078	954,004,572	836,037,736	9,505,225,130

注 1：貸出金のうち、当座貸越 320,310,462 円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

注 2：貸出金のうち、3ヶ月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 190,371,220 円は償還の予定が見込まれないため含めていません。

(5) その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	112,146,049,628	7,306,980,472	6,742,299,246	281,506,958	489,137,241	—
合計	112,146,049,628	7,306,980,472	6,742,299,246	281,506,958	489,137,241	—

注1：貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

VII. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価・評価差額に関する事項は次のとおりです。

(1) 満期保有目的の債券

(単位：円)

		貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	国 債	98,741,835	109,060,000	10,318,165
合 計		98,741,835	109,060,000	10,318,165

(2) その他有価証券

(単位：円)

		取得価額 (償却原価)	貸借対照表計上額 (時価)	差額
貸借対照表計上額が 取得価額又は償却原価 を超えるもの	国 債	491,471,708	511,022,875	19,551,167
貸借対照表計上額が 取得価額又は償却原価 を超えないもの	地方債	100,000,000	96,700,000	△ 3,300,000
合 計		591,471,708	607,722,875	16,251,167

なお、上記評価差額金から繰延税金負債5,415,673円を差引いた額10,835,494円が「その他有価証券評価差額金」に含まれます。

VIII. 退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度に加え福岡県農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

2. 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	102,720,095円
退職給付費用	55,644,116円
退職給付の支払額	△ 19,584,313円
特定退職共済制度への拠出金	△ 32,175,000円
期末における退職給付引当金	106,604,898円

3. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	559,452,500円
特定退職共済制度	△ 452,847,602円
未積立退職給付債務	106,604,898円
退職給付引当金	106,604,898円

4. 退職給付に関する損益

勤務費用	55,644,116円
退職給付費用	55,644,116円

5. 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、農林漁業団体職員共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため、特例業務負担金14,668,113円を拠出しています。

なお、同組合より示された令和4年3月末現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は152,351,000円となっています。

IX. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
貸倒損失	7,144,202円
退職給付引当金	29,529,557円
減損損失（減価償却資産）	93,837,696円
貸倒引当金超過額	17,021,243円
賞与引当金	12,573,839円
役員退職慰労引当金	26,791,959円
その他	19,574,674円
繰延税金資産小計	206,473,170円
評価性引当額	△ 120,142,513円
繰延税金資産合計（A）	86,330,657円
繰延税金負債	
全農とふくれんの合併に係るみなし配当	△ 12,808,480円
有価証券評価差額金	△ 5,415,673円
繰延税金負債合計（B）	△ 18,224,153円
繰延税金資産の純額（A）+（B）	68,106,504円

繰延税金資産と繰延税金負債を相殺した残高を繰延税金資産として、貸借対照表に表示しています。

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の原因

法定実効税率 (調整)	27.70 %
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.97 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 3.62 %
住民税均等割等	1.84 %
評価性引当額の増減	△ 1.04 %
その他	△ 0.80 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.05 %

X. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

◆ 剰余金処分計算書

(単位：千円)

項目	年 度	令和2年度	令和3年度
1 当期末処分剰余金		64,397	266,059
2 任意積立金の目的外取崩		200,000	0
3 剰余金処分額		211,536	208,091
(1) 利益準備金への繰入		10,000	40,000
(2) 任意積立金の積立		181,000	146,000
農業振興支援特別積立金		20,000	20,000
青壯年部・後継者育成対策積立金		3,000	3,000
女性部奨励積立金		3,000	3,000
施設等大規模修繕積立金		15,000	15,000
経営安定化積立金		15,000	0
固定資産減損積立金		100,000	0
ファーマーズ・振興農産物等拡大支援対策積立金		5,000	0
合併25周年記念事業積立金		5,000	0
固定資産処分積立金		15,000	0
施設・設備導入等積立金		0	35,000
ファーマーズ販売等支援対策積立金		0	20,000
直売施設等強化対策積立金		0	50,000
特別積立金		0	0
(3) 出資に対する配当金		20,536	22,091
(4) 事業分量配当金		0	0
うち回転出資金への出資		0	0
4 次期繰越剰余金		52,861	57,968

配当基準

令和2年度

- (1) 出資配当の基準は年1.00%です。
- (2) 特別配当は行っていません。
- (3) 次期繰越剰余金には、営農指導、生活、文化改善の費用に充てるための繰越額3,000,000円が含まれています。

令和3年度

- (1) 出資配当の基準は年1.00%です。
- (2) 特別配当は行っていません。
- (3) 次期繰越剰余金には、営農指導、生活、文化改善の費用に充てるための繰越額10,000,000円が含まれています。

2. 財務諸表の正確性等にかかる確認

私は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、計算書類作成に関するすべての重要な点において適正に表示されていることを確認いたしました。

当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。

- ・重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。
- ・業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
- ・業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理態勢の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。

令和 4年 6月 27日

福 岡 嘉 穂 農 業 協 同 組 合
代表理事組合長 大 塚 和 徳

3. 会計監査人の監査

令和2年度及び令和3年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

4. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円)

	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
経常収益	5,543	5,539	5,202	4,721	4,554
信用事業収益	1,007	1,043	967	883	849
共済事業収益	776	744	695	643	624
農業関連事業収益	1,667	1,709	1,421	1,350	1,267
生活・その他事業収益	2,076	2,022	2,100	1,828	1,800
営農指導事業	17	21	19	17	14
経常利益	228	342	243	189	249
当期剰余金（注）	85	185	174	△ 157	181
出資金	1,930	1,936	2,038	2,128	2,314
（出資口数）	(1,930,160)	(1,935,663)	(2,038,114)	(2,128,371)	(2,314,003)
純資産額	5,931	6,095	6,355	6,263	6,598
総資産額	130,703	134,714	134,783	137,507	136,137
貯金残高	121,980	125,821	125,927	128,570	126,966
貸出金残高	17,827	17,072	16,672	16,691	16,572
有価証券残高	635	335	331	324	706
剰余金配当金額	18	19	19	21	22
・出資配当の額	18	19	19	21	22
・事業利用分量配当の額	0	0	0	0	0
職員数（人）	286	271	271	278	260
単体自己資本比率（%）	12.25	11.87	11.83	11.44	12.04

注：・当期剰余金は、銀行等の当期利益金に相当するものです。

・「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」に基づき算出しております。

5. 利益総括表

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
資金運用収支	777	780
役務取引等収支	14	11
その他信用事業収支	△ 54	△ 61
信用事業粗利益	883	849
信用事業粗利益率	0.584%	0.582%
事業粗利益	2,124	2,023
事業粗利益率	1.594%	1.524%
事業純益	258	258
実質事業純益	258	261
コア事業純益	258	261
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く)	258	261

注) 信用事業粗利益率=信用事業粗利益÷信用事業資産(債務保証見返を除く) 平均残高×100
事業粗利益率=事業粗利益÷総資産(債務保証見返を除く) 平均残高×100

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
資金運用収益	846	815
うち預金利息	531	510
うち特別配当	72	71
うち有価証券利息	4	4
うち有価証券損失	0	0
うち貸付金利息	239	230
うちその他受入利息	0	0
役務取引等収益	27	25
その他事業経常収益	11	10
その他経常収益	0	0
信用事業収益計	883	849
資金調達費用	69	35
うち貯金利息	68	34
うち給付補てん備金繰入	1	1
うち譲渡性貯金利息	0	0
うち借入金利息	0	0
役務取引等費用	13	14
その他直接費用	65	71
その他経常費用	0	0
信用事業費用計	147	120

6. 資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

	令和2年度			令和3年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	125,542	846	0.616	124,883	815	0.596
うち預金	108,645	603	0.555	107,896	581	0.539
うち貸出金	16,595	239	1.438	16,635	230	1.383
うち有価証券	302	4	1.233	352	4	1.179
資金調達勘定	126,488	70	0.055	127,944	36	0.028
うち貯金・定期積金	126,382	69	0.055	127,793	35	0.028
うち借入金	106	0	0.309	151	0	0.166
総資金利ざや	—	—	0.213	—	—	0.249

注) 総資金利ざや=資金運用利回り-資金運用原価（資金調達利回り+経費率）

経费率=信用部門の事業管理費÷資金調達勘定（貯金・定期積金+借入金）平均残高

7. 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

	令和2年度増減額	令和3年度増減額
受取利息	△ 60	△ 31
うち貸出金	△ 14	△ 9
うち有価証券	0	0
うち預金	△ 46	△ 22
支払利息	△ 18	△ 34
うち貯金・定期積金	△ 18	△ 34
うち譲渡性貯金	0	0
うち借入金	0	0
差し引き	△ 42	3

注) 1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の利息には、信連からの事業分量配当金、奨励金が含まれています。

8. 自己資本の充実の状況

以下で使用している用語については、53・54ページの「自己資本比率の算定に関する用語解説一覧」をご参照ください。

◆自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項目	当期末	前期末	
コア資本に係る基礎項目			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本又は会員資本の額	5,544	5,201	
うち、出資金及び資本準備金の額	2,314	2,128	
うち、再評価積立金の額	0	0	
うち、利益剰余金の額	3,271	3,110	
うち、外部流出予定額 (△)	△ 22	△ 21	
うち、上記以外に該当するものの額	△ 19	△ 16	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	6	4	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	6	4	
うち、適格引当金コア資本算入額	0	0	
適格旧資本調達手段のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	0	0	
うち、回転出資金の額	-	-	
うち、上記以外に該当するものの額	0	0	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	0	0	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	137	206	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	5,688	5,411	
コア資本に係る調整項目			
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るもの) の額の合計額	9	10	
うち、のれんに係るものの額	0	0	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	9	10	
繰延税金資産 (一時差異に係るもの) の額	0	0	
適格引当金不足額	0	0	
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	0	0	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	0	0	
前払年金費用の額	0	0	
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。) の額	0	0	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	0	0	
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	0	0	
特定項目に係る十パーセント基準超過額	0	0	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	0	0	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	0	0	
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額	0	0	
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	0	0	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	0	0	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	0	0	
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額	0	0	
コア資本に係る調整項目の額 (口)	9	10	
自己資本			
自己資本の額 ((イ) - (口))	(ハ)	5,679	5,401
リスク・アセット			
信用リスク・アセットの額の合計額	43,034	42,908	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	△ 615	△ 613	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 2,141	△ 2,141	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	1,526	1,528	
うち、上記以外に該当するものの額	0	0	
オペレーションナル・リスク相当額の合計額をハーパーセントで除して得た額	4,095	4,284	
信用リスク・アセット調整額	0	0	
オペレーションナル・リスク相当額調整額	0	0	
リスク・アセットの額の合計額 (二)	47,129	47,192	
自己資本比率			
自己資本比率 ((ハ) / (二))	12.04%	11.44%	

(注)

- 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」に基づき算出しています。
- 当JAは、信用リスク・アセットの算出にあつては標準的手法、信用削減手法にあつては簡便手法、オペレーションナルリスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。
- 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

◆自己資本比率の算定に関する用語解説一覧

用語	内容
自己資本比率	自己資本の額をリスク・アセット等の総額(信用リスク・アセット額及びオペレーションル・リスク相当額)で除して得た額。国内基準を採用する金融機関では4%以上が必要とされていますが、JAバンクでは自主的な取り決めにより8%以上が必要とされています。
自己資本の額	「コア資本に係る基礎項目の額—コア資本に係る調整項目の額(経過措置適用後の額)」のことです。
エクスポージャー	リスクを有する資産並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引(以下「資産等」といいます。)の与信相当額のことです。
リスク・ウェイト	リスクを有する資産等を保有するために必要な自己資本額を算出するためのリスクの大きさに応じた掛け目のことです。
信用リスク・アセット額	エクspoージャー(リスクを有する資産等)に対して、信用リスク削減手法を適用後、対応するリスクの大きさに応じた掛け目(リスク・ウェイト)を乗じて算出したものです。
所要自己資本額	リスクを有する資産等を保有するのに必要となる自己資本の額のことです。国内基準では各リスク・アセットに4%を乗じた額となります。
オペレーションル・リスク(相当額)	金融機関の業務において不適切な処理等により生じるリスクのことを指し、不適切な事務処理により生じる事務リスクやシステムの誤作動により生じるシステムリスクなどが該当します。なお、自己資本比率の算出にあたっては、一定の手法によりオペレーションル・リスクを数値化した額をオペレーションル・リスク相当額として分母に加算します。
基礎的手法	新BIS規制においてオペレーションル・リスク相当額を算出する最も簡易な手法です。1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーションル・リスク相当額を算出する方法です。1年間の粗利益は、事業総利益から信用事業に係るその他経常収益、信用事業以外の事業にかかるその他の収益、国債等債券売却益・償還益・補助金受入額を控除し、信用事業に係るその他経常費用、信用事業以外の事業にかかるその他の費用、国債等債券売却損・償還損・償却、役務取引等費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。
抵当権付住宅ローン	住宅ローンのうち、抵当権が第1順位かつ担保評価額が十分であるもののことです。
コミットメント	契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
証券化エクspoージャー	証券化とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある2つ以上のエクspoージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことであり、証券化エクspoージャーとは証券化に伴い第三者に移転する資産のことです。
店頭デリバティブ	株式や金利、為替などの通常の取引から派生した比較的小な金額で仮想的に大きな原資産を取引する金融商品取引のうち、金融機関や証券会社の店頭で相対で行われる取引のことです。
クレジット・デリバティブ	信用リスクをヘッジ(回避・低減)するために、債務者である会社等の信用力を指標に将来受け渡す損益を決める取引です。

用語	内容
カレント・エクスポートージャー方式	派生商品取引及び長期決済期間取引を直評価することにより算出する再構築コスト(同一の取引を取り扱う相手方において取引の継続的履行が不可能となつたような場合に、同一の取引を市場で再構成する場合に必要となるコスト)に当該取引の想定元本(取引にかかる利息等を計算するための名目の元本)に取引内容や期間に応じた一定の掛目を乗じて算出される金額を加算することで与信相当額を算出する方法のことです。
プロテクションの購入及び提供	プロテクションの購入とは、クレジット・デリバティブ取引において信用リスクをヘッジ(回避・低減)するための取引をいい、プロテクションの提供とは、保証を与える取引を指します。
信用リスク削減手法	金融機関が保有している信用リスクを軽減する措置であり、新BIS規制では、貯金や有価証券など一定の要件を満たす担保や保証がある場合には、担保や保証人のリスク・ウェイトに置き換えることができます。
想定元本	投資元本がない金融派生商品において、金利計算等を行うための名目上の元本のことです。
派生商品取引	有価証券取引等から派生し、原資産の価格によりその価格が決定される商品のことであり、先物、オプション、スワップ取引等が該当します。
オリジネーター	証券化の対象となる原資産をもともと所有している立場にあることを指します。
信用補完機能を持つI/Oストリップス	信用補完機能を持つI/Oストリップスとは、原資産から将来において生じることが見込まれた金利収入等の全部又は一部を受ける権利であって、金融機関が留保又は譲り受けた他に劣後しているものを指します。
金利ショック	保有している資産や負債等に金利の変化を当てはめることです。
上下200ベーシスポイントの平行移動	金利リスクの算出において、市場金利が一律2% (0.01%が1ベーシスポイント) 上昇あるいは低下した場合の現在価値の変化額を算出する方法のことです。
1パーセンタイル値・99パーセンタイル値	金利リスク量の算出において、期間ごとの金利の1年前との変化幅のデータを最低5年分集め、小さい方から大きい方へ並べて、データ数の1%目もしくは99%目の値を変化幅として使用する方法のことです。
アウトライヤー基準	金融機関が保有する金利リスク量が自己資本(基本的項目と補完的項目)に対して20%を超える経済価値の低下が生じる場合にアウトライヤーとし、当局が早期警戒制度の枠組みの中でモニタリングを行います。

◆自己資本の充実の状況

◇信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスクアセット	令和2年度			令和3年度		
	エクspoージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%	エクspoージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
1. 現金	457	0	0	470	0	0
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	298	0	0	591	0	0
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	0	0	0	0	0	0
4. 國際決済銀行等向け	0	0	0	0	0	0
5. 我が国の地方公共団体向け	667	0	0	681	0	0
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	0	0	0	0	0	0
7. 國際開発銀行向け	0	0	0	0	0	0
8. 地方公共団体金融機関向け	0	0	0	0	0	0
9. 我が国の政府関係機関向け	0	0	0	0	0	0
10. 地方三公社向け	0	0	0	0	0	0
11. 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	109,396	21,879	875	107,259	21,452	858
12. 法人等向け	0	0	0	0	0	0
13. 中小企業等向け及び個人向け	1,471	700	28	1,443	727	29
14. 抵当権付住宅ローン	4,172	1,448	58	4,490	1,558	62
15. 不動産取得等事業向け	715	679	27	772	738	30
16. 三月以上延滞等	221	173	7	160	131	5
17. 取立未済手形	6	1	0	10	2	0
18. 信用保証協会等保証付	7,707	758	30	7,488	738	30
19. 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	0	0	0	0	0	0
20. 共済約款貸付	0	0	0	0	0	0
21. 出資等	418	418	17	418	418	17
(うち出資等のエクspoージャー)	418	418	17	418	418	17
(うち重要な出資のエクspoージャー)	0	0	0	0	0	0
22. 上記以外	10,352	13,182	527	10,781	17,885	715
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクspoージャー)	0	0	0	0	0	0
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象普通出資等に係るエクspoージャー)	4,861	12,152	486	4,861	12,152	486
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクspoージャー)	0	0	0	0	0	0
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクspoージャー)	0	0	0	0	0	0
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクspoージャー)	0	0	0	0	0	0
(うち上記以外のエクspoージャー)	5,473	1,030	41	5,920	5,733	229
23. 証券化	0	0	0	0	0	0
(うちSTC要件適用分)	0	0	0	0	0	0
(うち非STC適用分)	0	0	0	0	0	0
24. 再証券化	0	0	0	0	0	0
25. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャー	0	0	0	0	0	0
(うちルックスルーワ方式)	0	0	0	0	0	0
(うちマンデート方式)	0	0	0	0	0	0
(うち蓋然性方式 250%)	0	0	0	0	0	0
(うち蓋然性方式 400%)	0	0	0	0	0	0
(うちフォールバック方式)	0	0	0	0	0	0
26. 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	0	1,528	61	0	1,526	61
27. 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクspoージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかつたものの額(△)	0	2,141	86	0	2,141	86
28. 標準的手法を適用するエクspoージャー別計						
29. CVAリスク相当額 ÷ 8%						
30. 中央清算機関連エクspoージャー						
合計 (信用リスク・アセット額)	135,881	42,907	1,716	134,563	43,034	1,893

注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクspoージャーの種類ごとに記載しています。

2. 「3月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクspoージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクspoージャーのことです。

3. 「出資等」とは、出資等エクspoージャー、重要なエクspoージャーが該当します。

4. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。

5. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。

◇オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及び基礎的手法の額 (単位：百万円)

令和2年度		令和3年度	
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額
a	$b = a \times 4\%$	a	$b = a \times 4\%$
4,284	171	4,095	164

注) 1. オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、当JAでは基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

$$\frac{\text{粗利益} (\text{直近3年間のうち正の値の合計額}) \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

◇所要自己資本額

(単位：百万円)

令和2年度		令和3年度	
リスク・アセット(分母)合計	所要自己資本額	リスク・アセット(分母)合計	所要自己資本額
a	$b = a \times 4\%$	a	$b = a \times 4\%$
47,191	1,888	47,129	1,885

◆信用リスクに関する事項

◇標準的手法に関する事項

当組合では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。
 (ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、以下のとおりです。

エクspoージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクspoージャー		日本貿易保険
法人等向けエクspoージャー(長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクspoージャー(短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

◇信用リスクに関するエクspoージャーの期末残高及び主な種類別の内訳 (単位：百万円)

	令和2年度		令和3年度	
	信用リスクに関するエクspoージャーの残高		信用リスクに関するエクspoージャーの残高	
	うち貸出金等	うち債券	うち貸出金等	うち債券
信用リスク期末残高	135,881	16,569	298	134,563
信用リスク平均残高	125,482	16,598	302	124,831
				691
				358

注) 1. 信用リスクに関するエクspoージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャーに該当するもの、証券化エクspoージャーに該当するものを除く)及びオフ・バランス取引の与信相当額を含みます。

◇信用リスクに関するエクspoージャーの地域別の期末残高及び主な種類別の内訳

(単位：百万円)

	令和2年度		令和3年度	
	信用リスクに関するエクspoージャーの残高		信用リスクに関するエクspoージャーの残高	
	うち貸出金等	うち債券	うち貸出金等	うち債券
国 内	135,881	16,569	298	134,563
国 外	—	—	—	—
合 計	135,881	16,569	298	134,563
				691

注) 1. 信用リスクに関するエクspoージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャーに該当するもの、証券化エクspoージャーに該当するものを除く)及びオフ・バランス取引の与信相当額を含みます。

◇信用リスクに関するエクスポートジャーヤの業種別の期末残高及び主な種類別の内訳

(単位：百万円)

		令和2年度			令和3年度		
		信用リスクに関するエクスポートジャーヤの残高		うち貸出金等	うち債券	信用リスクに関するエクスポートジャーヤの残高	
		うち貸出金等	うち債券			うち貸出金等	うち債券
法 人	農業	523	139	0	544	127	0
	林業	0	0	0	0	0	0
	水産業	0	0	0	0	0	0
	製造業	0	0	0	0	0	0
	鉱業	0	0	0	0	0	0
	建設・不動産業	0	0	0	0	0	0
	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0
	運輸・通信業	0	0	0	0	0	0
	金融・保険業	114,263	1,427	0	112,130	1,427	0
	卸売・小売・飲食・サービス業	0	0	0	0	0	0
日本国政府・地方公共団体		976	677	298	1,273	681	691
その他		14	13	0	14	13	0
個人		14,460	14,313	0	14,442	14,355	0
その他		5,645	0	0	6,160	0	0
合計		135,881	16,569	298	134,563	16,603	691

注) 1. 信用リスクに関するエクスポートジャーヤの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートジャーヤに該当するもの、証券化エクスポートジャーヤに該当するものを除く）及びオフ・バランス取引の与信相当額を含みます。
 2. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

◇信用リスクに関するエクスポートジャーヤの残存期間別の期末残高及び主な種類別の内訳

(単位：百万円)

		令和2年度			令和3年度		
		信用リスクに関するエクスポートジャーヤの残高		うち貸出金等	うち債券	信用リスクに関するエクスポートジャーヤの残高	
		うち貸出金等	うち債券			うち貸出金等	うち債券
1年以下		110,320	925	0	108,020	762	0
1年超3年以下		2,062	2,062	0	1,996	1,996	0
3年超5年以下		962	962	0	1,011	1,011	0
5年超7年以下		943	943	0	890	890	0
7年超10年以下		1,781	1,781	0	1,778	1,778	0
10年超		9,844	9,545	298	10,356	9,665	691
期限の定めのないもの		9,969	351	0	10,512	402	0
合計		135,881	16,569	298	134,563	16,504	691

注) 1. 信用リスクに関するエクスポートジャーヤの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートジャーヤに該当するもの、証券化エクスポートジャーヤに該当するものを除く）及びオフ・バランス取引の与信相当額を含みます。

◇三月以上延滞エクスポートジャーヤの期末残高の地域別の内訳

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
国内	221	160
国外	0	0
合計	221	160

注) 1. 「三月以上延滞エクスポートジャーヤ」には、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポートジャーヤをいいます。

◇三月以上延滞エクスポートの期末残高の業種別の内訳

(単位：百万円)

		令和2年度	令和3年度
法人	農業	0	0
	林業	0	0
	水産業	0	0
	製造業	0	0
	鉱業	0	0
	建設・不動産業	0	0
	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0
	運輸・通信業	0	0
	金融・保険業	0	0
	卸売・小売・飲食・サービス業	0	0
	日本国政府・地方公共団体	0	0
	その他	0	0
個人		221	160
合計		221	160

注) 1. 「三月以上延滞エクスポート」には、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞しているエクスポートをいいます。

◇貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区分	令和2年度				令和3年度			
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額	期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額	期末 残高
一般貸倒引当金	4	3	0	4	3	3	6	0
個別貸倒引当金	126	114	0	126	114	114	109	0
国内	126	114	0	126	114	114	109	0
国外	0	0	0	0	0	0	0	0
法人	農業	0	0	0	0	0	0	0
	林業	0	0	0	0	0	0	0
	水産業	0	0	0	0	0	0	0
	製造業	0	0	0	0	0	0	0
	鉱業	0	0	0	0	0	0	0
	建設・不動産業	0	0	0	0	0	0	0
	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	0
	運輸・通信業	0	0	0	0	0	0	0
	金融・保険業	0	0	0	0	0	0	0
	卸売・小売・飲食・サービス業	0	0	0	0	0	0	0
	日本国政府・地方公共団体	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0
個人		125	126	0	125	126	114	109

◇貸出金償却の額

(単位：百万円)

項目	令和2年度	令和3年度
法人	農業	0
	林業	0
	水産業	0
	製造業	0
	鉱業	0
	建設・不動産業	0
	電気・ガス・熱供給・水道業	0
	運輸・通信業	0
	金融・保険業	0
	卸売・小売・飲食・サービス業	0
	日本国政府・地方公共団体	0
	その他	0
	個人	0
合 計		0

◇信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

信用 リス ク削 減 効 果 勘 案 後 残 高	令和2年度			令和3年度		
	格付	格付	計	格付	格付	計
	あり	なし		あり	なし	
リスク・ウェイト0%	0	1,423	1,423	0	1,742	1,742
リスク・ウェイト2%	0	0	0	0	0	0
リスク・ウェイト4%	0	0	0	0	0	0
リスク・ウェイト10%	0	7,707	7,707	0	7,488	7,488
リスク・ウェイト20%	0	109,402	109,402	0	107,269	107,269
リスク・ウェイト35%	0	4,172	4,172	0	4,490	4,490
リスク・ウェイト50%	0	22	22	0	18	18
リスク・ウェイト75%	0	1,471	1,471	0	1,443	1,443
リスク・ウェイト100%	0	9,724	9,724	0	10,151	10,151
リスク・ウェイト150%	0	63	63	0	63	63
リスク・ウェイト250%	0	3,434	3,434	0	3,434	3,434
その他	0	0	0	0	0	0
リスク・ウェイト1250%	-	0	0	-	0	0
計	-	137,418	137,418	-	136,098	136,098

(注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャーに該当するもの、証券化エクspoージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 経過措置によって、リスク・ウェイトを変更したエクspoージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
3. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクspoージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクspoージャーがあります。

◆信用リスク削減手法に関する事項

◇信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクspoージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクspoージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」「保証」「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクspoージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のため第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、本邦地方公共団体、本邦政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付がA-またはA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクspoージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にか

かわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていてること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

◇ 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区分	令和2年度			令和3年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機関向け	0	0	0	0	0	0
我が国の政府関係機関向け	0	0	0	0	0	0
地方三公社向け	0	0	0	0	0	0
金融機関向け及び 第一種金融商品取引業者向け	0	0	0	0	0	0
法人等向け	0	0	0	0	0	0
中小企業等向け及び個人向け	88	401	0	62	363	0
抵当権住宅ローン	0	0	0	0	0	0
不動産取得等事業向け	0	0	0	0	0	0
三ヶ月以上延滞等	0	17	0	0	17	0
証券化	0	0	0	0	0	0
上記以外	146	3	0	129	10	0
合計	234	421	0	191	390	0

- 注) 1. 「三ヶ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクspoージャーのことです。
 2. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

◆派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

◆証券化工エクspoージャーに関する事項

該当する取引はありません。

◆出資その他これに類するエクspoージャーに関する事項

◇出資その他これに類するエクspoージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクspoージャー」とは貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当組合においては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当組合の事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統外出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等又は株式等の評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

◇出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和2年度		令和3年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	0	0	0	0
非上場	3,852	3,852	3,852	3,852
合 計	3,852	3,852	3,852	3,852

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

◇出資その他これに類するエクspoージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

	令和2年度			令和3年度		
	売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
上 場	0	0	0	0	0	0
非上場	0	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0	0

◇貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額（その他有価証券の評価損益等）

(単位：百万円)

	令和2年度		令和3年度	
	評価益	評価損	評価益	評価損
上 場	—	—	—	—
非上場	—	—	—	—
その他	26	0	16	0
合 計	26	0	16	0

◇貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関係会社株式の評価損益等）

(単位：百万円)

	令和2年度		令和3年度	
	評価益	評価損	評価益	評価損
上 場	0	0	0	0
非上場	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0

◆リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャーに関する事項

該当する取引はありません。

◆金利リスクに関する事項

◇金利リスクの算定手法の概要

金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、貯金等）が、金利の変動により発生するリスク量を見るものです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一緒に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

- ・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

当JAは、金利スワップ等のヘッジ手段を活用し、金利リスクの削減に努めています。また、金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上および監査上の取扱い」（日本公認会計士協会）に規定する繰延ヘッジに依っています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量（ΔEVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、ステイープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって隨時払い出される要求払貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、当組合では、普通貯金等の額の50%相当額を0～5年の期間に均等に振り分けて（平均残存2.5年）リスク量を算定しています。

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は0.003年です。

- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

- ・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

- ・複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正值を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

- ・スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不变としています。

- ・内部モデルの使用等、ΔEVEおよびΔNIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用しておりません。

- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明

ΔEVEの前事業年度末からの変動要因は、貯金の増加及び貸出金の減少によるものです。

- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

◇ Δ EVEおよび Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、
当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明
リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。
- ・金利リスク計測の前提およびその意味（特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVEおよび Δ NIIと大きく異なる点
特段ありません。）

◇金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1 : 金利リスク		Δ EVE		Δ NII	
項目番号		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	0	0	65	19
2	下方パラレルシフト	0	0	4	6
3	ステイープ化	55	69		
4	フラット化	15	25		
5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	32	0		
7	最大値	55	69	65	19
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	5,679		5,401	

- 「金利リスクに関する事項」については、平成19年金融庁・農水省告示第4号（平成31年2月18日付）の改正に基づき、2019年3月末から金利リスクの定義と計測方法を変更しており、開示初年度となることから当期末分のみを開示しております。
- 前年度末開示分の旧基準に基づく「内部管理上使用した金利ショックに対する損益または経済価値の増減」は△1,722百万円と計測されました。当数値については、旧アウトライヤー基準にかかるパーセンタイル値により計測したものであり、当期末の Δ EVEとは定義および計測方法が異なるため、数値の差異が金利リスクの増減を示すものではありません。
- 「 Δ EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
- 「 Δ NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
- 「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- 「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
- 「ステイープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- 「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- 「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- 「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

VIII.直近の2事業年度における事業の実績

1. 信用事業

◆貯金に関する指標

① 科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

	令和2年度		令和3年度		増 減
流動性貯金	46,627	(36.3)	50,733	(39.7)	4,106
定期性貯金	81,556	(63.6)	76,928	(60.2)	△ 4,628
その他の貯金	158	(0.1)	130	(0.1)	△ 28
計	128,341	(100.0)	127,791	(100.0)	△ 550
譲渡性貯金	0	(0.0)	0	(0.0)	0
合 計	128,341	(100.0)	127,791	(100.0)	△ 550

注) 1: 流動性貯金=当座貯金+普通貯金+貯蓄貯金+通知貯金

2: 定期性貯金=定期貯金+定期積金

3: () 内は構成比です。

② 定期性貯金残高

(単位：百万円、%)

	令和2年度		令和3年度		増 減
定期貯金	77,145	(95.8)	72,300	(96.5)	△ 4,845
うち固定自由金利定期	77,145	(100.0)	72,300	(100.0)	△ 4,845
変動自由金利定期	0	(0.0)	0	(0.0)	0
定期積金	3,317	(4.2)	2,593	(3.5)	△ 724

注) 1: 固定自由金利定期: 預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期貯金

2: 変動自由金利定期: 預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期貯金

3: () 内は構成比です。

◆貸出金等に関する指標

① 科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度	増 減
手形貸付	593	546	△ 47
証書貸付	14,187	14,316	129
当座貸越	390	349	△ 41
合 計	15,170	15,211	41

② 貸出金の金利条件別残高

(単位：百万円、%)

	令和2年度		令和3年度		増 減
固定金利貸出	10,506	(63.2)	9,783	(58.8)	△ 723
変動金利貸出	5,527	(33.3)	6,311	(37.9)	784
その他の貸出	565	(3.5)	543	(3.3)	△ 22
合 計	16,598	(100.0)	16,637	(100.0)	39

注: () 内は構成比です。

③ 貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度	増 減
貯金・定期積金等	389	351	△ 38
有価証券	0	0	0
動産	0	0	0
不動産	0	0	0
その他担保物	100	88	△ 12
小計	489	439	△ 50
農業信用基金協会保証	7,763	7,485	△ 278
その他保証	5,061	5,439	378
小計	12,824	12,924	100
信用	3,378	3,208	△ 170
合計	16,691	16,571	△ 120

④ 債務保証の担保別内訳

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
貯金・定期積金等		
有価証券		
動産		
不動産		
その他担保物	実績なし	実績なし
小計		
信用		
合計		

⑤ 貸出金の使途別内訳

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度	増 減
設備資金	11,596 (69.5)	11,665 (70.4)	69
運転資金	5,095 (30.5)	4,906 (29.6)	△ 189
合計	16,691 (100.0)	16,571 (100.0)	△ 120

注：() 内は構成比です。

⑥ 貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

	令和2年度	令和3年度	増 減
農業	553 (3.31)	662 (3.99)	109
林業	5 (0.03)	4 (0.02)	△ 1
製造業	1,218 (7.30)	1,261 (7.61)	43
建設業	600 (3.59)	655 (3.95)	55
不動産業	231 (1.38)	294 (1.77)	63
電気・ガス・熱供給・水道業	61 (0.37)	62 (0.37)	1
運輸・通信業	373 (2.23)	448 (2.70)	75
卸売・小売業・飲食業	231 (1.38)	272 (1.64)	41
金融・保険業	1,601 (9.59)	1,617 (9.76)	16
サービス業	2,219 (13.29)	2,494 (15.05)	275
地方公共団体	666 (3.99)	581 (3.51)	△ 85
その他	8,933 (53.52)	8,221 (49.61)	△ 712
合計	16,691 (100.00)	16,571 (100.00)	△ 120

注：() 内は構成比（貸出金全体に対する割合）です。

⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

(ア) 営農類型別

(単位：百万円)

種類	令和2年度	令和3年度	増減
農業	1,115	1,089	△ 26
穀作	9	11	2
野菜・園芸	20	22	2
果樹・樹園農業	15	11	△ 4
工芸作物	0	0	0
養豚・肉牛・酪農	50	49	△ 1
養鶏・養卵	11	9	△ 2
その他農業	1,010	987	△ 23
農業関連団体等	0	0	0
合計	1,115	1,089	△ 26

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関する事業に必要な資金等が該当します。なお、上記⑥の貸出金の業種残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者が含まれます。

3. 「農業関連団体等」には、JAや全農（経済連）の子会社等が含まれています。

(イ) 資金種類別

[貸出金]

(単位：百万円)

種類	令和2年度	令和3年度	増減
プロパー資金	699	664	△ 35
農業制度資金	416	425	9
農業近代化資金	150	166	16
その他制度資金	266	259	△ 7
合計	1,115	1,089	△ 26

(注) 1. プロパー資金とは、信連原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで信連が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは②のみを対象としています。

3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

[受託貸付金]

(単位：百万円)

種類	令和2年度	令和3年度	増減
日本政策金融公庫資金	155	149	△ 6
その他	0	0	0
合計	155	149	△ 6

(注) 1. 日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況 (単位：百万円)

債 権 区 分	債 権 額	保 全 額				合 計
		担 保	保 証	引 当		
破産更生債権及びこれらに準じる債権	令和2年度	201	33	99	69	201
	令和3年度	191	31	93	67	191
危険債権	令和2年度	81	26	55	0	81
	令和3年度	85	24	61	0	85
要管理債権	令和2年度	0	0	0	0	0
	令和3年度	0	0	0	0	0
三月以上	令和3年度	0	0	0	0	0
延滞債権	令和3年度	0	0	0	0	0
貸出条件	令和3年度	0	0	0	0	0
緩和債権	令和3年度	0	0	0	0	0
小 計	令和2年度	282	59	154	69	282
	令和3年度	276	55	154	67	276
正常債権	令和2年度	16,423				
	令和3年度	16,310				
合 計	令和2年度	16,705				
	令和3年度	16,586				

注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と 5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区分	令和2年度					令和3年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額 目的使用	期中減少額 その他	期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額 目的使用	期中減少額 その他	期末 残高
一般貸倒引当金	4	3		4	3	3	6		3	6
個別貸倒引当金	126	114		126	114	114	109		114	109
合 計	130	117	0	130	117	117	115	0	117	115

⑪ 貸出金償却の額

(単位：百万円)

貸出金 償却額	令和2年度		令和3年度	
		0		0

注) 上記の貸出金償却額は売却損を含んでいます。

◆為替

① 内国為替取扱実績

(単位：件・百万円)

種類	件数	令和2年度		令和3年度	
		仕向	被仕向	仕向	被仕向
送金・振込為替	件数	26,108	182,498	26,919	176,720
	金額	26,735	45,763	27,416	43,694
代金取立為替	件数	32	0	13	0
	金額	26	0	29	0
雜為替	件数	843	483	958	479
	金額	81	32	109	47
計	件数	26,983	182,981	27,890	177,199
	金額	26,842	45,795	27,554	43,741

◆有価証券に関する指標

① 種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度	増減
国債	302	334	32
地方債	0	18	18
社債	0	0	0
株式	0	0	0
外国債券	0	0	0
その他の債券	0	0	0
合 計	302	352	50

② 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

③ 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の 定めないもの	合計
令和2年度								
国 債	0	0	0	0	0	300	0	300
地 方 債	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他 の 債 券	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0	300	0	300
令和3年度								
国 債	0	0	0	0	0	600	0	600
地 方 債	0	0	0	0	0	100	0	100
そ の 他 の 債 券	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0	700	0	700

◆有価証券の時価情報等

① 有価証券の時価情報

[満期保有目的の債権]

(単位：百万円)

種 類	令和2年度			令和3年度		
	貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	99	111	12	99	109
	地方債	0	0	0	0	0
合 計	99	111	12	99	109	10

[その他の有価証券]

(単位：百万円)

種 類	令和2年度			令和3年度		
	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価 又は償却原価を超えるもの	国債	225	199	26	511	491
	地方債	0	0	0	0	0
貸借対照表計上額が取得原価 又は償却原価を超えないもの	国債	0	0	0	0	0
	地方債	0	0	0	97	100
合 計	225	199	26	608	591	17

② 金銭の信託の時価情報等

該当する取引はありません。

③ デリバティブ取引等

(金融先物取引等、金融等デリバティブ取引、有価証券店頭デリバティブ取引)

該当する取引はありません。

2. 共済事業

① 長期共済新契約高・長期共済保有契約高

(単位：百万円)

種類	令和2年度		令和3年度		
	新契約高	保有契約高	新契約高	保有契約高	
生命総合共済	終身共済	3,755	110,906	3,079	104,310
	定期生命共済	694	890	464	1,211
	養老生命共済	677	24,584	435	21,734
	うちこども共済	378	11,403	245	10,791
	医療共済	25	2,004	31	1,774
	がん共済	-	321	-	309
	定期医療共済	-	1,677	-	1,546
	介護共済	56	152	69	211
	年金共済	-	25	-	25
建物更生共済		16,060	18,400	11,033	179,208
合計		21,267	324,959	15,111	310,328

(注) 金額は、保障金額（がん共済はがん死亡共済金額、医療共済及び定期医療共済は死亡給付金額（付加された定期特約金額等を含む）、年金共済は付加された定期特約金額）を表示しています。

② 医療系共済の入院共済金額新契約高・保有契約高

(単位：百万円)

種類	令和2年度		令和3年度	
	新契約高	保有契約高	新契約高	保有契約高
医療共済	3	50	0	42
がん共済	1	12	1	12
定期医療共済	-	5	-	4
合計	4	67	1	58

(注) 金額は入院共済金額を表示しています。

③ 介護共済・生活障害共済・特定重度疾病共済の共済金額保有高

(単位：百万円)

種類	令和2年度		令和3年度	
	新契約高	保有契約高	新契約高	保有契約高
介護共済	119	714	178	655
生活障害共済（一時金型）	8	119	3	86
生活障害共済（定期年金型）	24	57	7	42
特定重度疾病共済	350	1,081	540	1,462

(注) 金額は、介護共済は介護共済金額、生活障害共済は生活障害共済金額又は生活障害年金年額を表示しています。

④ 年金共済の年金新契約高・保有契約高

(単位：百万円)

種類	令和2年度		令和3年度	
	新契約高	保有契約高	新契約高	保有契約高
年金開始前	282	2,305	77	2,262
年金開始後	-	813	-	813
合計	282	3,118	77	782

(注) 金額は、年金年額（利率変動型年金にあたっては、最低保証年金額）を表示しています。

⑤ 短期共済新契約高

(単位：百万円)

種類	令和2年度		令和3年度	
	金額	掛金	金額	掛金
火災共済	13,527	13	13,009	12
自動車共済		495		487
傷害共済	26,923	27	30,492	26
定期生命共済	-	-	-	-
賠償責任共済		1		1
自賠責共済		86		86
合計		622		612

注) 1. 金額は、保障金額を表示しています。 2. 自動車共済、賠償責任共済、自賠責共済は掛金総額です。

3. 農業関連事業

① 買取購買品(生産資材)取扱実績(供給高)

(単位:百万円)

種類	令和2年度		令和3年度		
	供給高	手数料	供給高	手数料	
生産資材	肥料	284	46	285	46
	農薬	299	59	286	47
	飼料	47	2	43	2
	農業機械	224	28	185	25
	自動車	17	0	2	0
	燃料	565	90	686	83
	その他	296	50	257	47
合計		1,732	275	1,744	250

② 受託販売品取扱実績(販売高)

(単位:百万円)

種類	令和2年度		令和3年度	
	販売高	手数料	販売高	手数料
米	1,039	32	1,115	39
麦・豆・雑穀	117	4	94	4
野菜	633	13	600	18
果実	248	5	276	5
花卉	89	2	107	2
畜産物	418	2	408	3
計	2,544	58	2,600	71

③ 保管事業取扱実績

(単位:百万円)

項目	令和2年度	令和3年度
収益	保管料	14
	荷役料	0
	その他	0
	計	14
費用	保管材料費	0
	保管労務費	2
	その他	1
	計	3
差引	11	12

④ 育苗事業取扱高

(単位:百万円)

項目	令和2年度	令和3年度
収入	育苗センター利用料	81
	育苗センター収入	0
	野菜育苗収益	9
	計	90
支出	種苗費	7
	材料費	36
	労務費	12
	雑費	6
	計	61
差引	29	34

⑤ 利用事業取扱高

(単位:百万円)

項目		令和2年度	令和3年度
収入	温湯消毒収益	1	1
	農機具利用料	0	0
	無人ヘリ防除利用料	0	0
	リース収益	18	27
	マイクロバス利用料	1	1
	計	19	29
支出	温湯消毒費用	0	0
	農機具利用費用	0	0
	無人ヘリ防除費用	0	0
	リース費用	17	26
	マイクロバス利用費用	1	1
	計	18	27
差引		1	2

⑥ カントリー・ライスセンター事業取扱高 (単位:百万円)

項目		令和2年度	令和3年度
収入	嘉穂カントリー収益	79	86
	飯塚カントリー収益	55	60
	桂川ライスセンター収益	14	15
	計	148	161
支出	嘉穂カントリー費用	19	25
	飯塚カントリー費用	18	20
	桂川ライスセンター費用	6	8
	計	43	53
差引		105	108

⑦ 大豆センター事業取扱高

(単位:百万円)

項目		令和2年度	令和3年度
収入	施設利用料	2	2
	雑収入	0	0
	計	2	2
支出	労務費	0	0
	電力費	1	1
	資材費	0	0
	雑費	0	0
	計	1	1
差引		1	1

4. 生活関連事業取扱実績

① 買取購買品(生活資材)取扱実績(供給高)

(単位:百万円)

種類	令和2年度		令和3年度	
	供給高	手数料	供給高	手数料
生活資材	食料品	243	36	212
	耐久消費財	35	2	27
	日用保健雑貨	80	10	63
	家庭燃料	207	110	188
	その他	1	0	1
合計		566	158	491
				134

② 加工事業取扱実績

(単位:百万円)

項目	令和2年度	令和3年度
収入	加工品販売高	76
	加工雑収入	5
	計	81
支出	加工品受入高	71
	加工原材料費	2
	加工雑費	0
	計	73
差引		8

③ ふれあい市事業取扱高

(単位:百万円)

項目	令和2年度	令和3年度
収入	ふれあい市買取販売高	91
	ふれあい市手数料	27
	雑収入	0
支出	計	118
	ふれあい市買取受入高	78
	労務費	18
	雑費	6
計		102
差引		16
		15

④ 葬祭事業取扱高

(単位:百万円)

項目	令和2年度	令和3年度
収入	葬祭売上高	251
	その他売上高	2
	計	253
費用	葬祭事業費用	139
	その他費用	8
	計	147
	差引	106
		114

⑤ 学生管理事業取扱高

(単位:百万円)

項目	令和2年度	令和3年度
収入	学生管理事業収益	6
	計	6
支出	学生管理事業費用	0
	計	0
差引		6
		3

Ⅸ.直近2事業年度における事業の状況を示す指標

1. 利益率

(単位：%)

項目	令和2年度	令和3年度	増減
総資産経常利益率	0.137	0.183	0.046
資本経常利益率	2.323	3.770	1.447
総資産当期純利益率	△ 0.114	0.133	0.247
資本当期純利益率	△ 1.935	2.739	4.674

注) 1. 総資産経常利益率=経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

2. 資本経常利益率=経常利益／純資産勘定平均残高×100

3. 総資産当期純利益率=当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

4. 資本当期純利益率=当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位：%)

区分		令和2年度	令和3年度	増減
貯貸率	期末	12.98	13.05	0.07
	期中平均	13.13	13.02	△ 0.11
貯証率	期末	0.25	0.56	0.31
	期中平均	0.24	0.28	0.04

注) 1. 貯貸率（期末）=貸出金残高／貯金残高×100

2. 貯貸率（期中平均）=貸出金平均残高／貯金平均残高×100

3. 貯証率（期末）=有価証券残高／貯金残高×100

4. 貯証率（期中平均）=有価証券平均残高／貯金平均残高×100

3. 担当職員一人当たり取扱高

(単位：百万円)

項目		令和2年度	令和3年度
信用事業	貯金残高	2,266	2,384
	貸出金残高	1,223	1,342
共済事業	長期共済保有高	7,682	8,081
経済事業	購買品供給高	38	35
	販売品販売高	170	199

4. 一店舗当たり取扱高

(単位：百万円)

項目	令和2年度	令和3年度
貯金残高	12,857	12,697
貸出金残高	1,669	1,657
長期共済保有高	32,496	31,033

